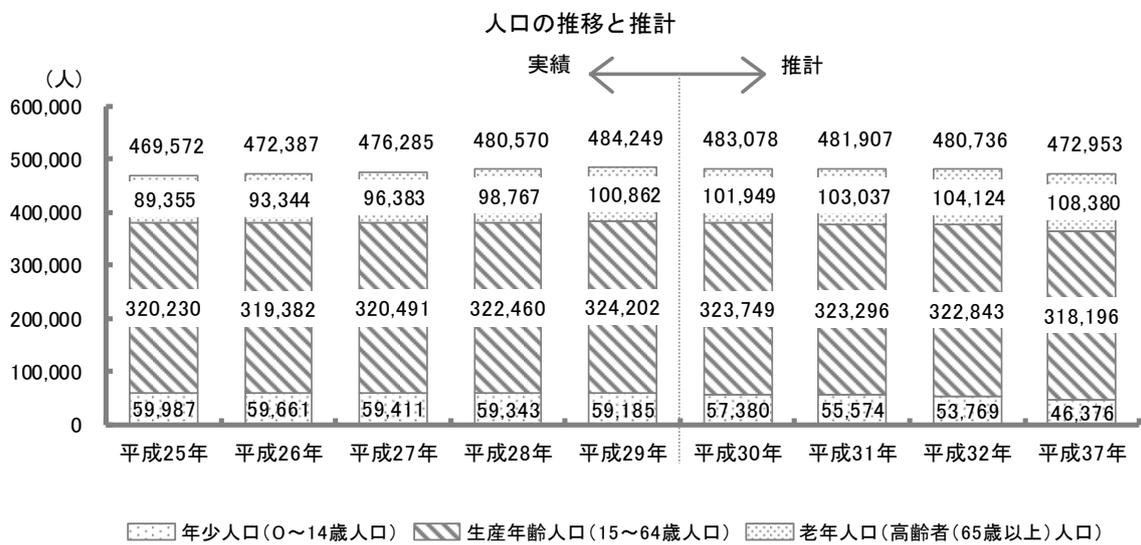


資料編

1 本市の人口

本市の人口は、平成25年の469,572人から平成29年の484,249人へと増加しています。平成30年以降の推計をみると減少傾向にあり、平成37年には472,953人になると推定されます。



資料：「第7期市川市高齢者計画・介護保険事業計画」から引用

2 市川市社会福祉審議会条例（平成17年条例第8号）

（設置）

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第2条 審議会は、本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項（市川市介護保険条例（平成12年条例第10号）第12条第2項に規定する市川市介護保険地域運営委員会の任務に係る事項及び市川市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第13号）第2条第1項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項を除く。）に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

一部改正〔平成18年条例35号・25年13号〕

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

一部改正〔平成25年条例13号〕

（委員及び臨時委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

2 市長は、前項第3号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募の方法により選定するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、審議会の申出に基づき、第1項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

6 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、

前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 専門分科会は、調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(事務)

第8条 審議会の事務は、福祉部において処理する。

一部改正〔平成18年条例1号・20年2号〕

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号〕

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(市川市高齢化社会対策審議会条例の廃止)

2 市川市高齢化社会対策審議会条例(平成4年条例第1号)は、廃止する。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成18年3月24日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月26日条例第35号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

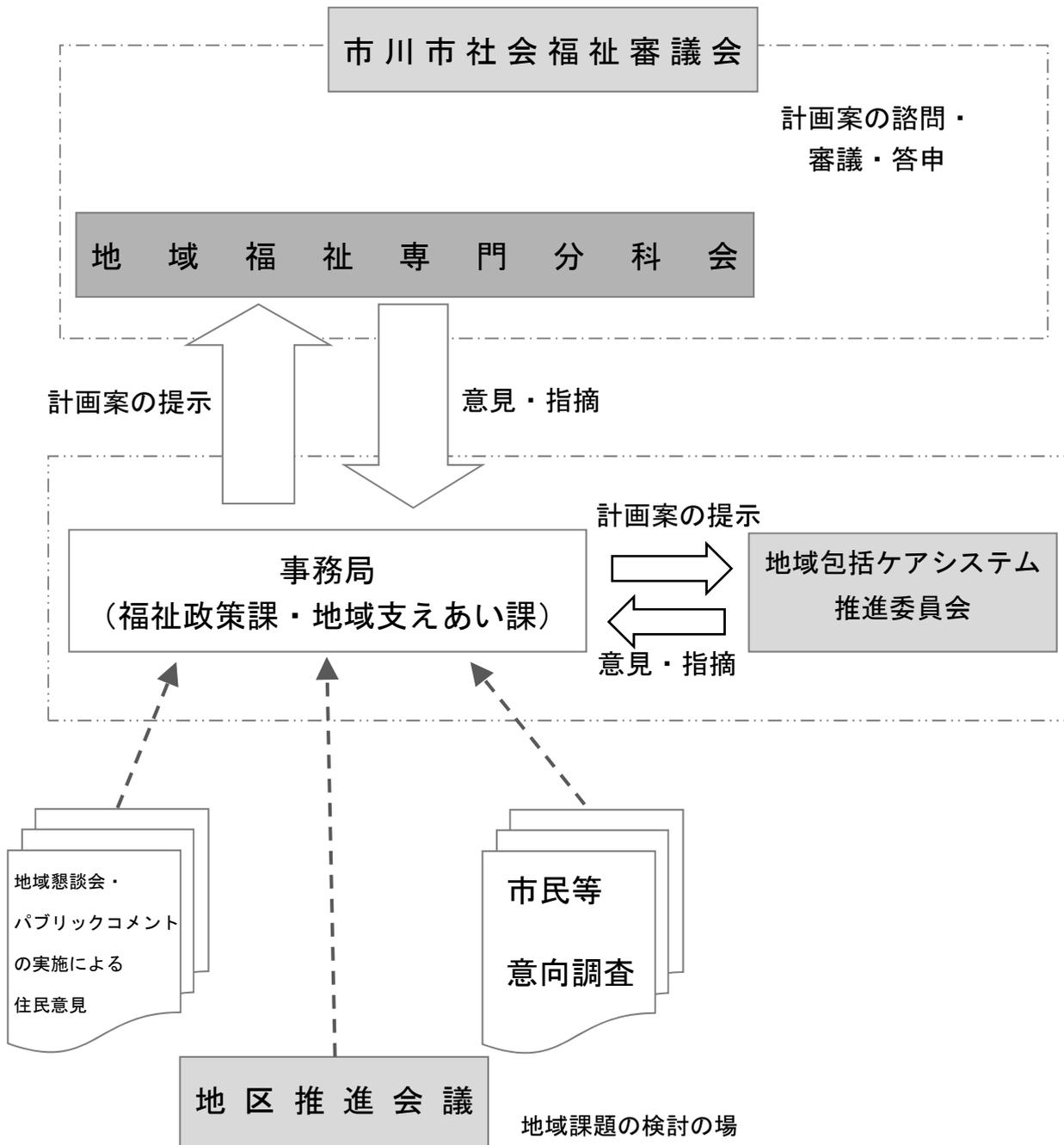
1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

3 計画の策定体制



(1) 市民等意向調査の実施

市民の視点から見た地域福祉に対する意識やニーズを把握・分析するとともに、そこから導き出される課題を整理しました。

(2) 庁内計画策定作業部会の設置

庁内の関係所管で構成する、第4期計画の内容を検討する作業部会を設置しました。

(3) 地区推進会議

各地域で地域福祉活動をされている方の視点から、地域課題・必要な施策の検討を行いました。

(4) パブリックコメント*の実施

計画（素案）を広報いちかわ・市公式 Web サイトで広報し、広く市民の意見を募り原案に反映させました。

(5) 地域懇談会

北部・中部・南部ごとに懇談会を開催し、計画（素案）の内容について説明した上で、市民から意見を募り、原案に反映させました。

(6) 地域包括ケアシステム推進委員会

地域包括ケアシステムの推進のための施策について検討し、原案に反映させました。

(7) 社会福祉審議会及び地域福祉専門分科会【諮問及び答申】

本計画の策定にあたり、平成29年8月23日に、市川市社会福祉審議会に諮問を行いました。

この審議会は、学識経験者、関係団体からの推薦者、市民、関係行政機関の職員で構成され、本市における高齢者福祉、障害者福祉、その他社会福祉に関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議を行っています。

また、地域福祉に関することを調査審議する部会として、地域福祉専門分科会を設置しています。

審議会及び専門分科会では、計画策定にあたり、第3期計画策定以降の法改正や国の通知、主要課題を踏まえ、市民等意向調査、本計画に関する地域懇談会、パブリックコメントにより寄せられた、幅広い意見などを参考に、調査審議を行い、平成30年2月14日に「市川市地域福祉計画」について、市川市社会福祉審議会から答申を受けました。

(8) 策定

市川市社会福祉審議会からの答申を踏まえ、本計画を策定しました。

4 市川市社会福祉審議会委員名簿

(1) 市川市社会福祉審議会（敬称略）

◎：会長 ○：副会長

条例上の区分	区分	所属等	氏名
学識経験者	学識経験者	和洋女子大学	◎岸田 宏司
	学識経験者	淑徳大学	○藤野 達也
	学識経験者	和洋女子大学	庄司 妃佐
	医療関係者	一般社団法人 市川市医師会	福澤 健次
	社会福祉施設 経営者	社会福祉法人 慶美会	高田 俊彦
	経済界	市川商工会議所	戸坂 幸二
関係団体の推薦を受けた者	公益社団法人 関係者	公益社団法人 市川市シルバー人材センター	安井 誠一
	障害者団体	特定非営利活動法人 ほっとハート	松浦 竜介
	障害者団体	市川市身体障がい者福祉会	柴田 剛直
	障害者団体	市川手をつなぐ親の会	村山 園
	地域の代表者	市川市民生委員児童委員協議会	堀江 弘孝
	地域の代表者	市川市自治会連合協議会	加藤 良雄
	社会福祉法人 関係者	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	萩原 洋
	NPO 法人・ ボランティア団体	特定非営利活動法人 市川市ボランティア協会	山崎 文代
関係行政 機関	千葉県	千葉県市川健康福祉センター	石原 徳子
市民	市民		小野 恒
	市民		古瀬 敏幸
	市民		和田 四郎
臨時委員		基幹相談支援センター えくる	長坂 昌宗

任期：平成29年7月1日～平成31年6月30日

（臨時委員の任期：平成29年7月26日～平成30年3月31日）

(2) 地域福祉専門分科会（敬称略）

◎：会長 ○：副会長

所属等	氏名
和洋女子大学	岸田 宏司
社会福祉法人 慶美会	◎高田 俊彦
特定非営利活動法人 市川市ボランティア協会	山崎 文代
市川市自治会連合協議会	○加藤 良雄
市川市民生委員児童委員協議会	堀江 弘孝
社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	萩原 洋
市川手をつなぐ親の会	村山 園
千葉県市川健康福祉センター	石原 徳子
市民	古瀬 敏幸

任期：平成29年7月1日～平成31年6月30日

5 市川市社会福祉審議会等の開催状況（平成29年度）

（1）市川市社会福祉審議会・地域福祉専門分科会

審議会：社会福祉審議会

分科会：地域福祉専門分科会

開催日	会議名	協議内容
7月12日	第1回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> 次期計画策定について 次期計画策定に向けた市民等意向調査結果報告について
8月9日	第1回 分科会	<ul style="list-style-type: none"> 次期地域福祉計画の策定について
8月23日	第2回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> 市長から審議会へ諮問 「第4期市川市地域福祉計画（平成30年度～平成35年度）の策定について」
10月4日	第2回 分科会	<ul style="list-style-type: none"> 次期地域福祉計画の素案について
11月13日	第3回 分科会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期地域福祉計画の進捗状況について 次期地域福祉計画の素案について
12月18日	第4回 分科会	<ul style="list-style-type: none"> 次期地域福祉計画の答申案について
2月7日	第3回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> 次期地域福祉計画の答申案報告について

(2) 地区推進会議

開催日		協議内容
第1回	6月30日	・次期計画策定に向けた市民等意向調査結果報告について ・次期地域福祉計画策定について
第2回	8月29日	・次期地域福祉計画策定について (主な地域課題に係る対応の計画への反映等)
第3回	12月5日	・第3期計画の地区別計画検討状況について ・次期地域福祉計画策定について

(3) 市川市地域包括ケアシステム推進委員会

(市川市地域福祉計画を議題とする会議のみ記載)

開催日	会議名	協議内容
11月8日	ワーキンググループ全体会議	・次期地域福祉計画の素案について
11月9日	推進委員会	・次期地域福祉計画の素案について

6 市民等意向調査の概要

第4期計画策定にあたって、以下のとおり、平成28年度市民等意向調査を実施しました。こちらでは、主な回答結果を掲載しています。

なお、回答は、nを100%として百分率で算出してあります。小数点以下第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が全体を示す数値とは一致しないことがあります。

調査種別	項目	内容
① 市民	抽出方法	市内在住の20歳以上65歳未満の方から無作為抽出
	調査方法	郵送配布—郵送回収 【調査時期：平成28年11月】
	対象者数	800人
② 高齢者	抽出方法	市内在住の65歳以上の方から無作為抽出
	調査方法	郵送配布—郵送回収 【調査時期：平成28年11月】
	対象者数	700人
③ ボランティア団体 ・NPO法人	抽出方法	市民活動団体支援制度を利用している団体・法人
	調査方法	郵送配布—郵送回収 【調査時期：平成28年11月】
	対象者数	112団体
④ 民生委員・児童委員	抽出方法	市川市において民生委員・児童委員を務めている方
	調査方法	10月に地区民生委員児童委員協議会の各地区の会長に説明し、11月の地区民生委員児童委員協議会で配布し、12月の地区民生委員児童委員協議会の際に回収 【調査時期：平成28年11～12月】
	対象者数	全員
⑤ 福祉委員	抽出方法	市川市において福祉委員を務めている方
	調査方法	「地域ケア推進連絡会」において調査票を配布、出席できなかった方については郵送で対応。回収は窓口持参又郵送とした。 【調査時期：平成28年11～12月】
	対象者数	全員

区分	配布数	有効回収数	有効回収率
① 市民	800	316	39.5%
② 高齢者	700	461	65.9%
③ ボランティア団体・NPO法人	112	59	52.7%
④ 民生委員・児童委員	—	435	—
⑤ 福祉委員	—	565	—

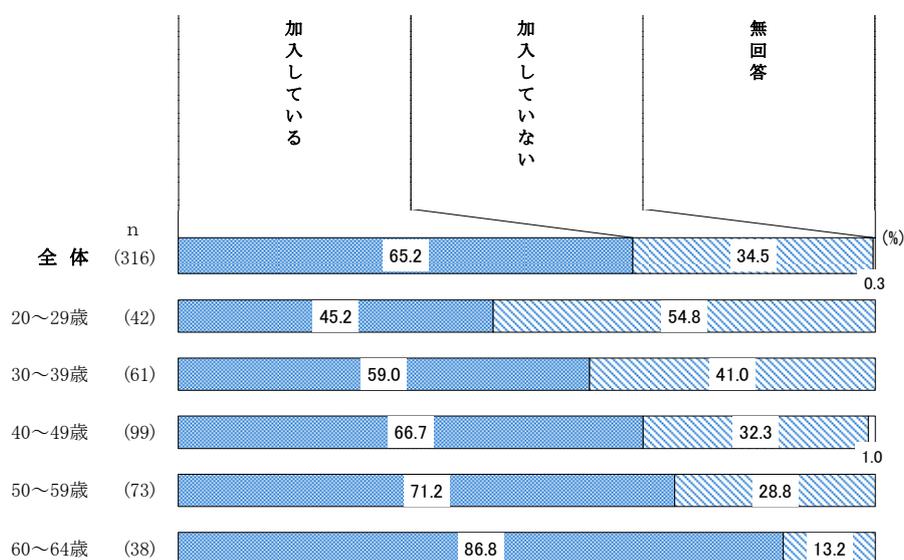
(1) 回答者の属性

① 自治（町）会の加入状況

「加入している」が、市民では65.2%、高齢では76.6%と、高齢者の加入率が高くなっています。

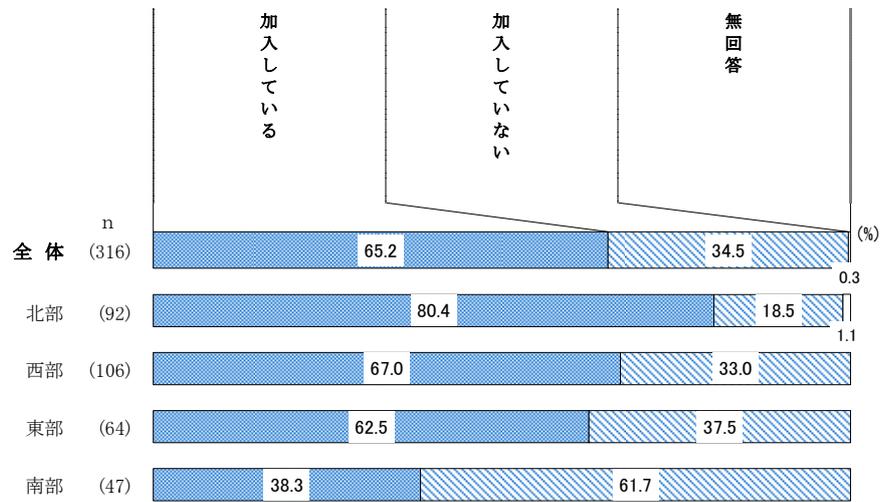
地区別で見ると、市民では「加入している」が北部では80.4%であるのに対して、南部では38.3%と4割以下に留まっています。また、年齢別では、若年層ほど「加入している」が低くなる傾向があり、20～29歳では45.2%となっています。

年齢別の自治（町）会の加入状況（市民）



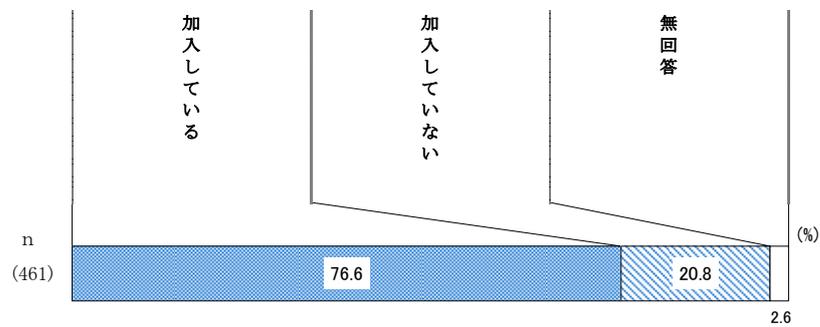
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

居住地区別の自治（町）会の加入状況（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

自治会の加入状況（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

(2) 活動状況

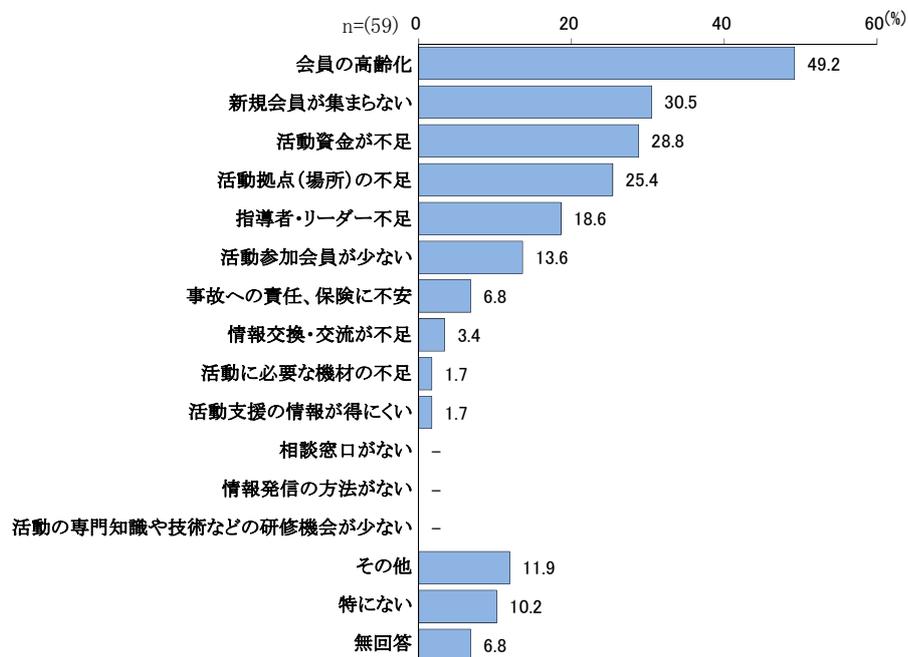
①現在困っていること

福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人では「会員の高齢化」が49.2%で最も多く、次いで「新規会員が集まらない」が30.5%、「活動資金が不足」が28.8%の順で続いています。

民生委員・児童委員では「相談に訪れた方や相談を希望されている方との関わり方が難しい（プライバシーにどこまで介入すればよいか、自立の必要性を理解してくれないなど）」が46.7%で最も多く、次いで「個人情報の保護により行政から活動に必要な情報が得られない」が40.9%となっています。

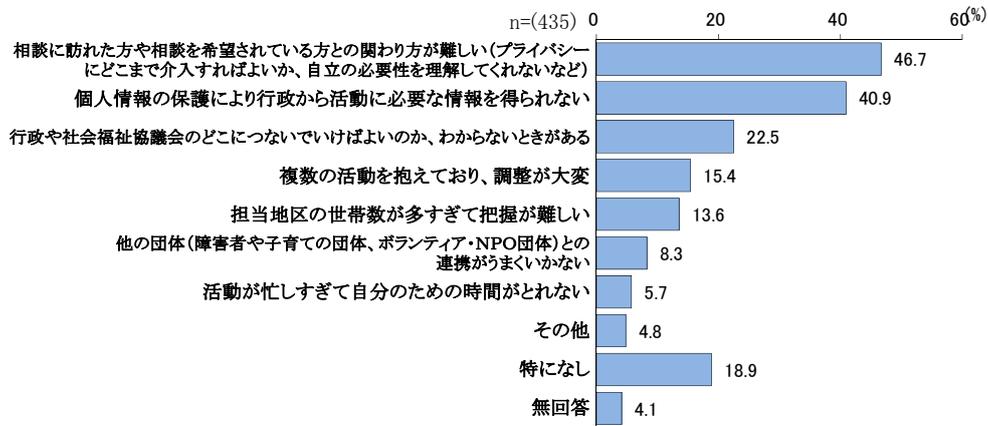
福祉委員では「相談に訪れた方や相談を希望されている方との関わり方が難しい（プライバシーにどこまで介入すればよいか、自立の必要性を理解してくれないなど）」が20.7%で最も多く、次いで「活動が忙しすぎて自分のための時間がとれない」が14.7%となっています。

現在困っていること（ボランティア団体・NPO法人）



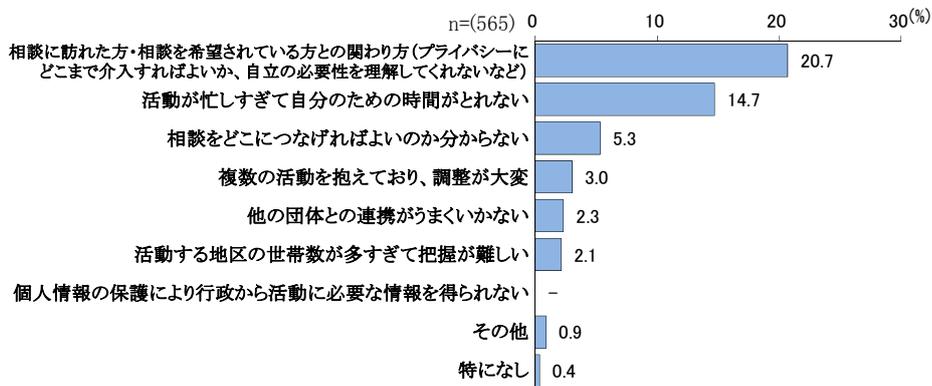
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

現在困っていること（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

現在困っていること（福祉委員）



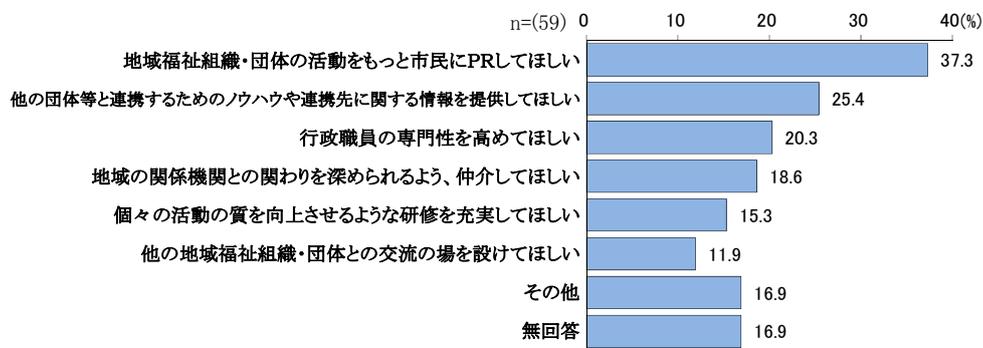
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

② 地域福祉活動を進めるうえでの行政に対する要望・期待

福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人では「地域福祉組織・団体の活動をもっと市民にPRしてほしい」が37.3%で最も多く、次いで「他の団体と連携するためのノウハウや連携先に関する情報を提供してほしい」となっています。

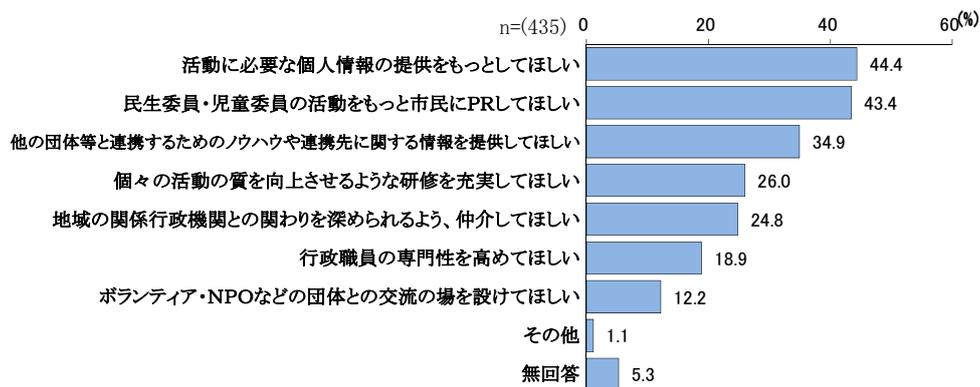
民生委員・児童委員では「活動に必要な個人情報の提供をもっとしてほしい」が44.4%、「民生委員・児童委員の活動をもっと市民にPRしてほしい」が43.4%と、いずれも4割を超えています。

地域で福祉活動を進めるうえでの行政に対する要望・期待（ボランティア団体・NPO法人）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域で福祉活動を進めるうえでの行政に対する要望・期待（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

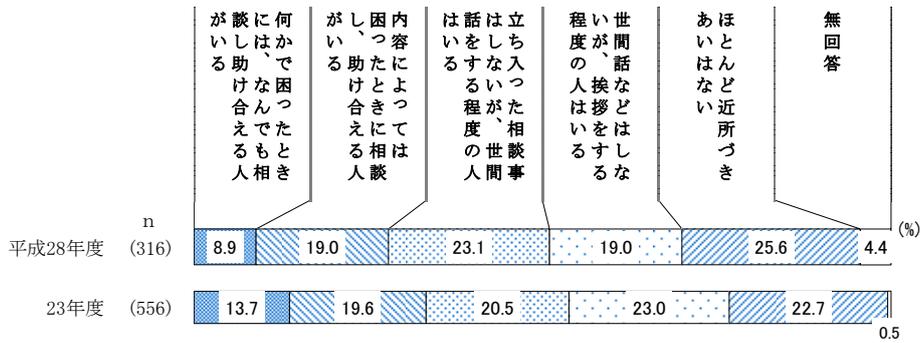
(3) 地域との関わり

① 近所づきあいの程度

「何か困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる」は、市民では 8.9%、高齢者では 15.0%と、高齢者が多くなっています。一方、「ほとんど近所づきあいはない」は、市民では 25.6%、高齢者では 7.8%と、市民が多くなっています。

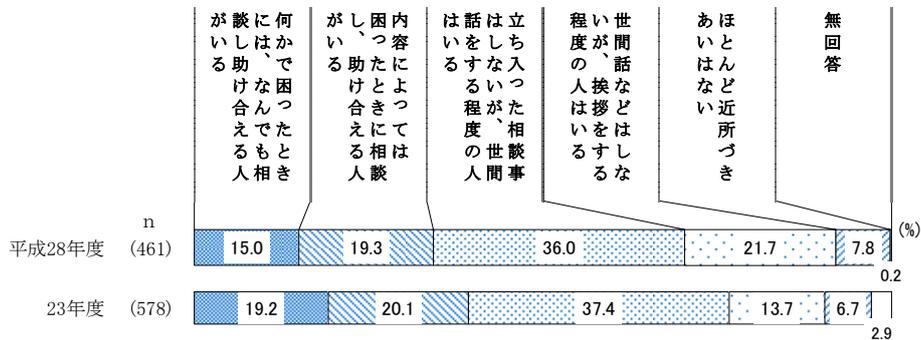
平成23年度の調査結果と比較すると、市民、高齢者とも、「何か困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる」が減少する一方、「ほとんど近所づきあいはない」が増えています。

近所づきあいの程度（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

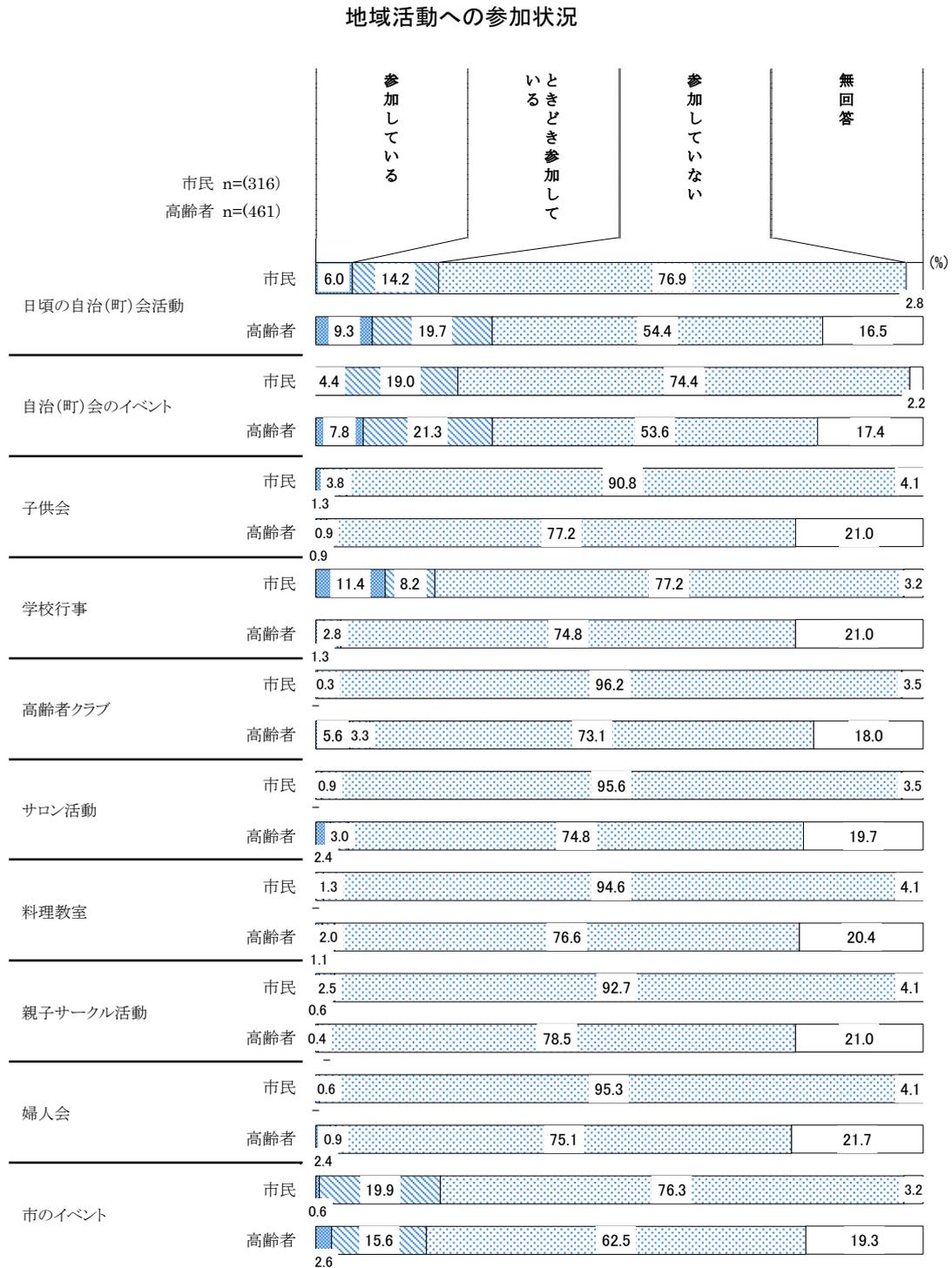
近所づきあいの程度（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

② 地域活動への参加状況

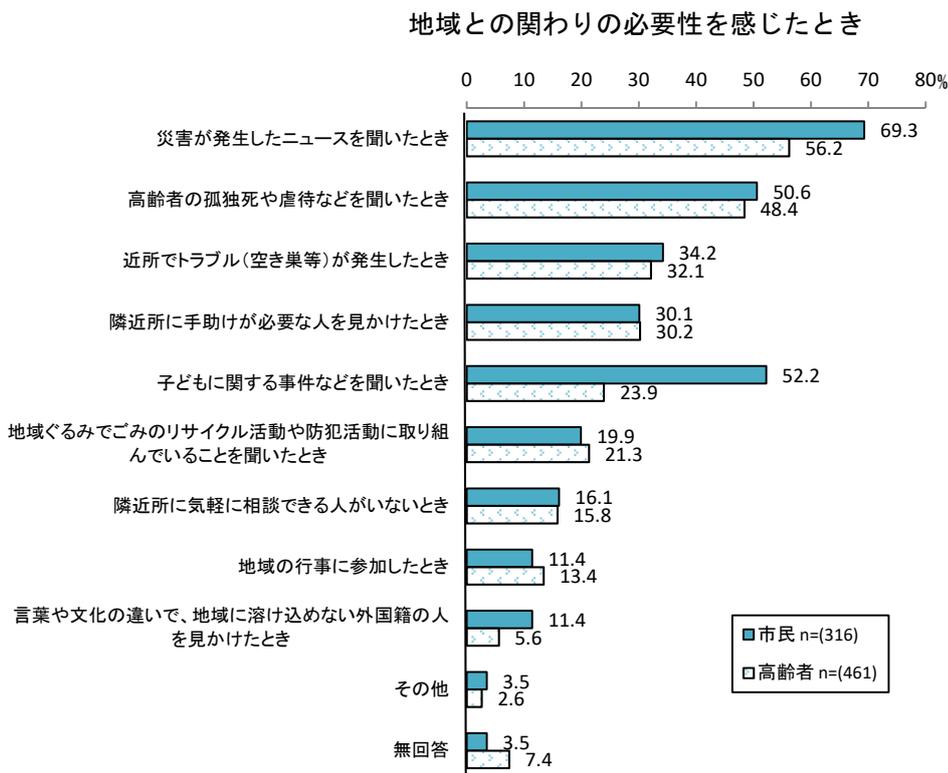
地域活動の参加状況については、『日頃の自治（町）会活動』『自治（町）会のイベント』等は、高齢者の参加率が市民より高くなっています。一方、『学校行事』は、市民の参加率が高齢者を上回っています。



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

③ 地域との関わりの必要性を感じたとき

「災害が発生したニュースを聞いたとき」が、市民では69.3%、高齢者では56.2%と、いずれも最も多くなっています。市民では「子どもに関する事件などを聞いたとき」が52.2%、「高齢者の孤独死や虐待などを聞いたとき」が50.6%と、いずれも5割を超え、高齢者でも「高齢者の孤独死や虐待などを聞いたとき」が48.4%と5割近くを占めています。



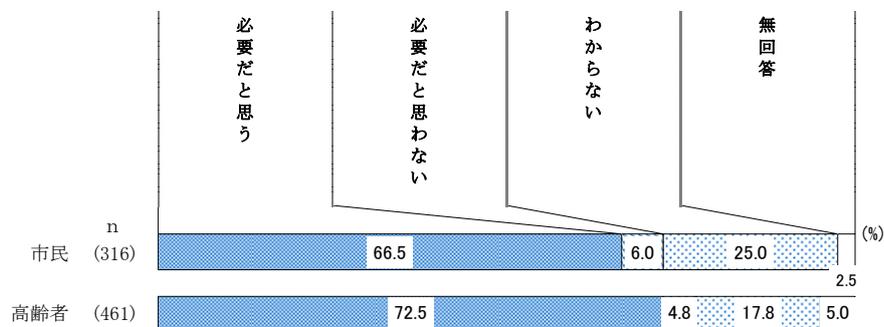
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

④ 地域の生活課題についての住民同士の支え合い

「必要だと思う」が市民は66.5%、高齢者は72.5%と、高齢者が市民より多くなっています。

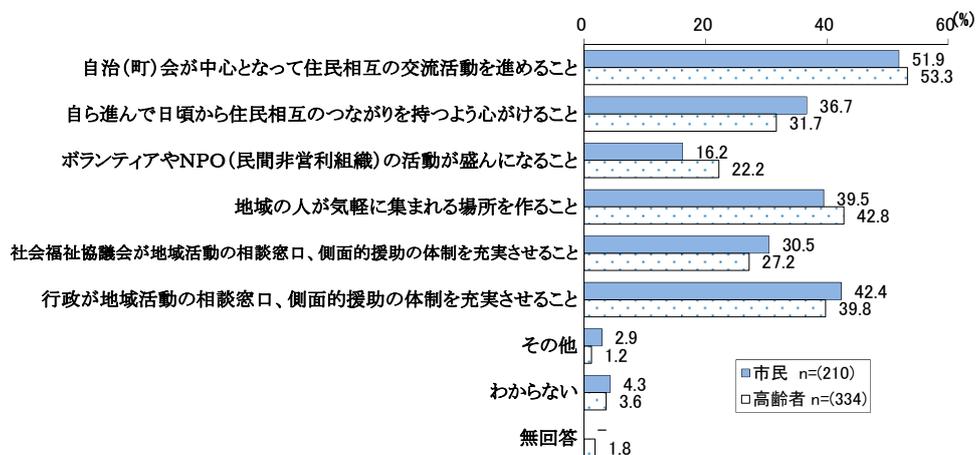
こうした支え合いのために必要なこととしては、市民、高齢者とも「自治（町）会が中心となって住民相互の交流活動を進めること」「自ら進んで日頃から住民相互のつながりを持つよう心がけること」「地域の人が気軽に集まれる場所を作ること」「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させること」が上位を占めています。

地域の生活課題についての住民同士の支え合い



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域の生活課題についての住民同士の自主的な支え合いや助け合いに必要なこと



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

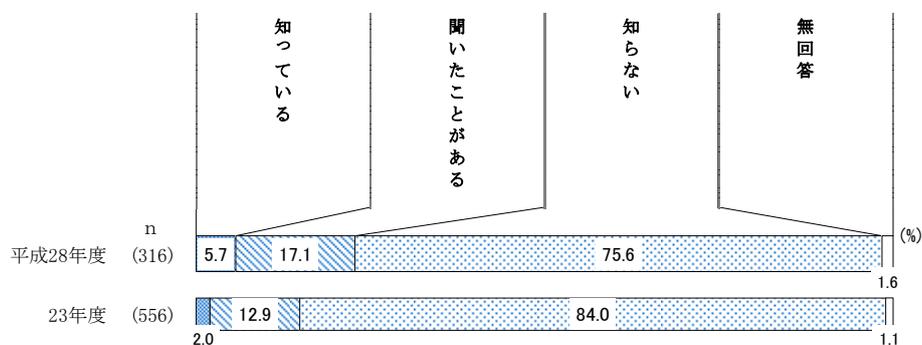
(4) 支え合いの地域づくり

① 地域づくり（地域ケアシステム）の認知度

「知っている」と「聞いたことがある」を合わせた《認知度》は、市民では 22.8%、高齢者では 43.6%と、高齢者が市民を大きく上回っています。また、福祉関係者についてみると、《認知度》は、ボランティア団体・NPO法人では 64.4%、民生委員・児童委員では 91.0%と、市民、高齢者より高くなっています。

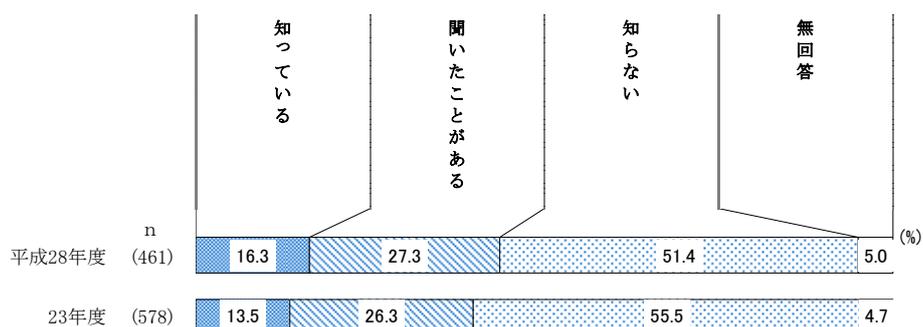
平成23年度の調査結果と比較すると、全体として認知度は上昇しています。

地域ケアシステムの認知度（市民）



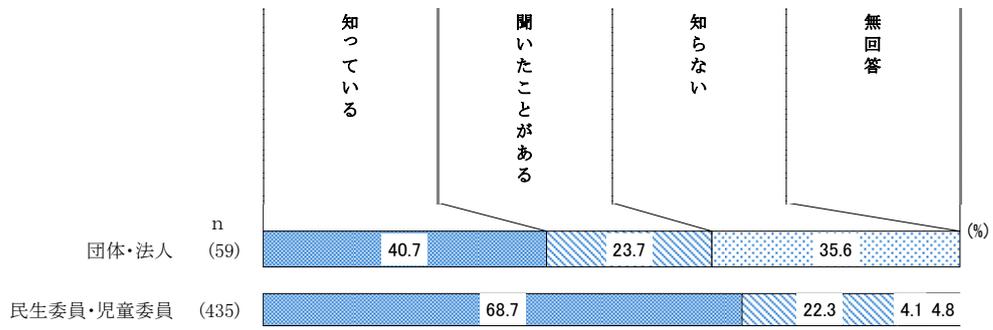
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域ケアシステムの認知度（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域ケアシステムの認知度



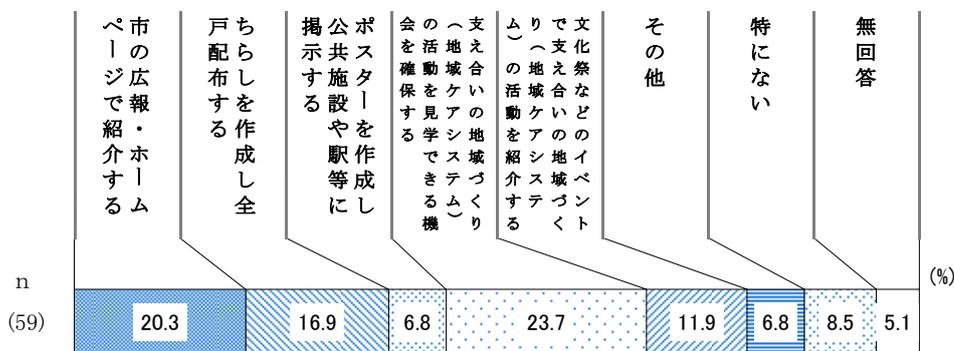
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

② 地域ケアシステムの周知に必要な取組

福祉関係者についてみると、ボランティア団体・NPO法人では「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）の活動を見学できる機会を確保する」が23.7%、「市の広報・公式Webサイトで紹介する」が20.3%と、いずれも2割を超えています。

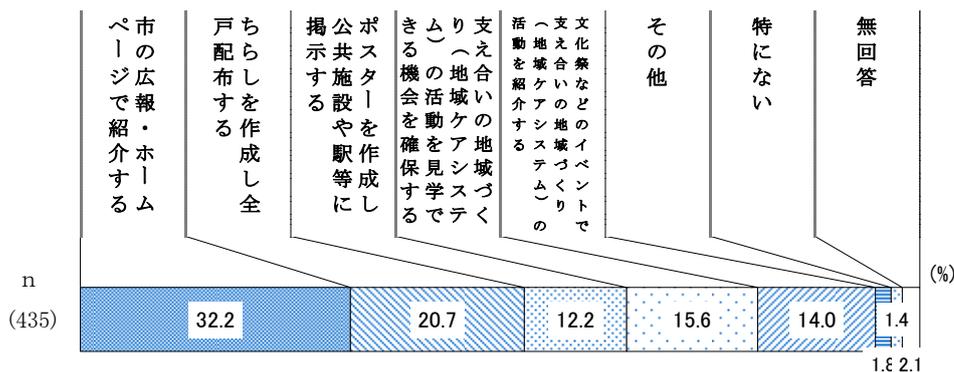
民生委員・児童委員では「市の広報・公式Webサイトで紹介する」が32.2%で最も多く、次いで「ちらしを作成し全戸配布する」が20.7%となっています。

地域ケアシステムの周知に必要な取組（ボランティア団体・NPO法人）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域ケアシステムの周知に必要な取組（民生委員・児童委員）

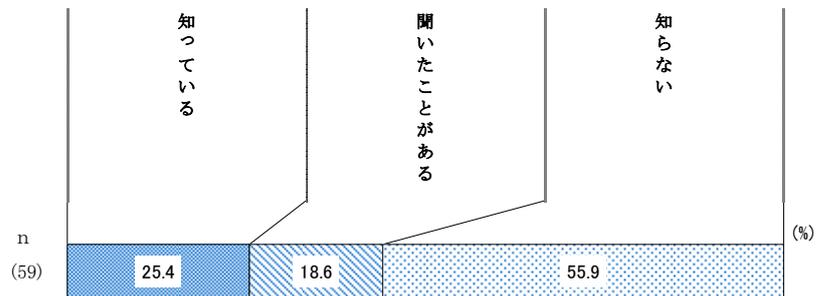


資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

③ コミュニティ・ワーカー配置の認知状況

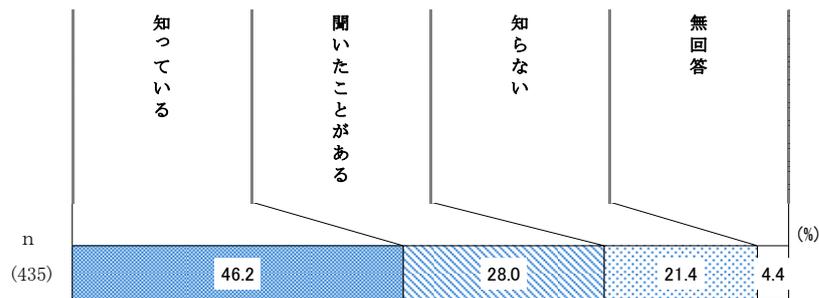
福祉関係者についてみると、「知っている」と「聞いたことがある」を合わせた認知度は、ボランティア団体・NPO法人では44.0%、民生委員・児童委員では74.2%と、民生委員・児童委員の《認知度》がボランティア団体・NPO法人より高くなっています。

コミュニティワーカー配置の認知状況（ボランティア団体・NPO法人）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

コミュニティワーカー配置の認知状況（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

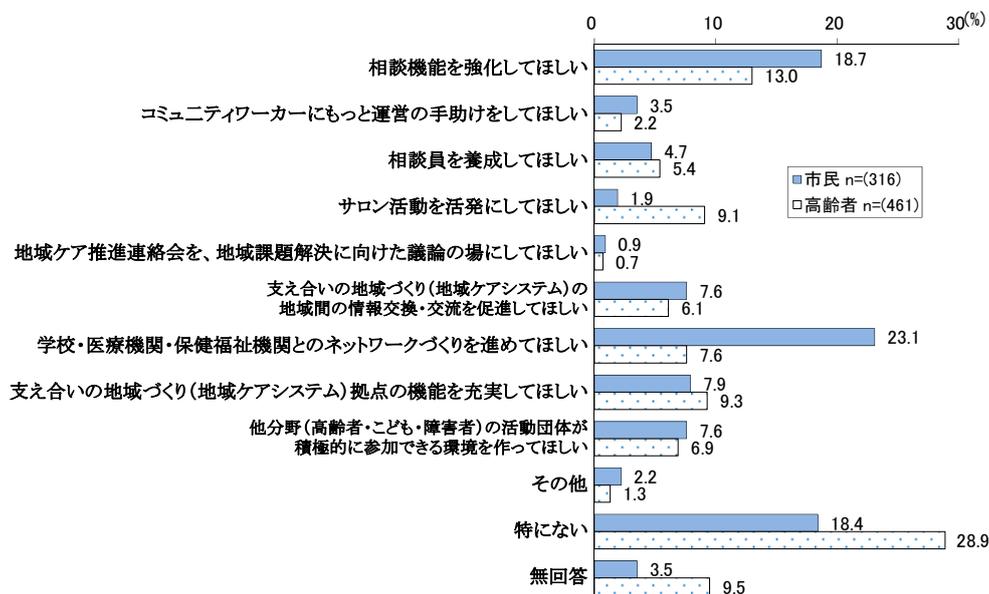
④ 支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）にやってもらいたいこと

「学校・医療機関・保健福祉機関とのネットワークづくりを進めてほしい」が、市民では23.1%、高齢者では7.6%と、市民が高齢者を上回っています。また、「相談機能を強化してほしい」についても、市民では18.7%、高齢者では13.0%と、市民が多くなっています。

平成23年度の調査結果と比較すると、市民では「相談機能を強化してほしい」が増加しています。

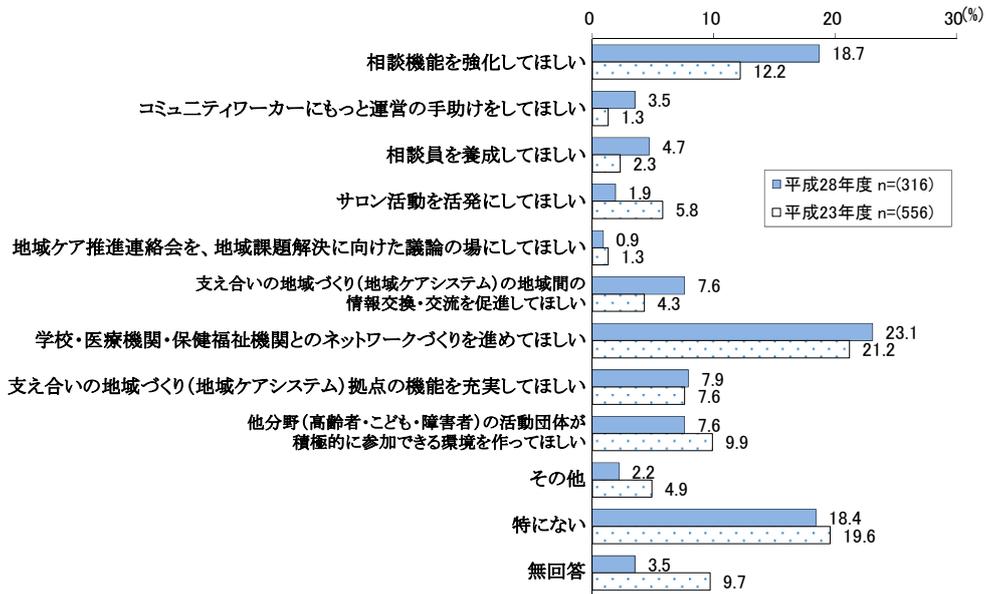
また、福祉関係者についてみると、ボランティア団体・NPO法人では「他分野（高齢者・子ども・障害者）の活動団体が積極的に参加できる環境を作してほしい」が15.3%で、民生委員・児童委員では「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）の地域間の情報交換・交流を促進してほしい」が20.7%で、福祉委員では「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）拠点の機能強化」が17.3%で、それぞれ最も多くなっています。

支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）でやってもらいたいこと



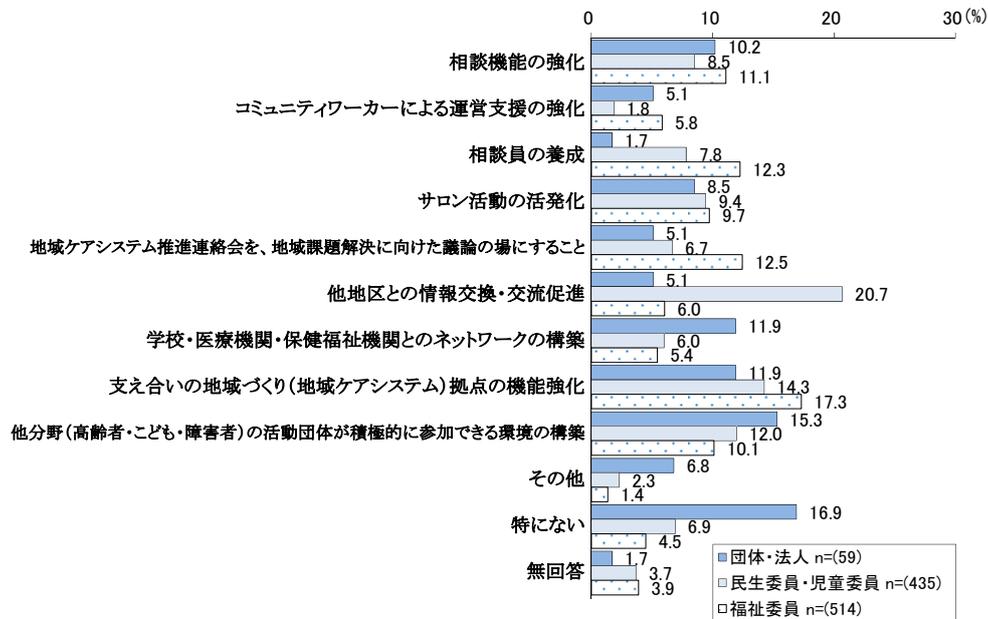
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）でやってもらいたいこと（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）でやってもらいたいこと



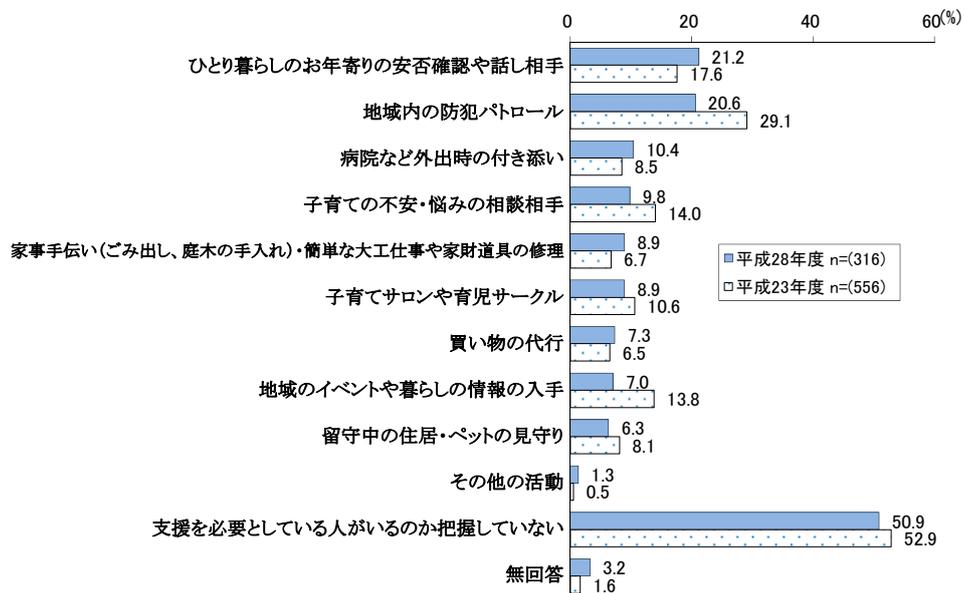
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

⑤ 近所で支援を必要としている人

「ひとり暮らしのお年寄りの安否確認や話し相手」が、市民では 21.2%、高齢者では 24.5%、「地域内の防犯パトロール」が、市民では 20.6%、高齢者では 20.6%と、いずれも2割を超えています。

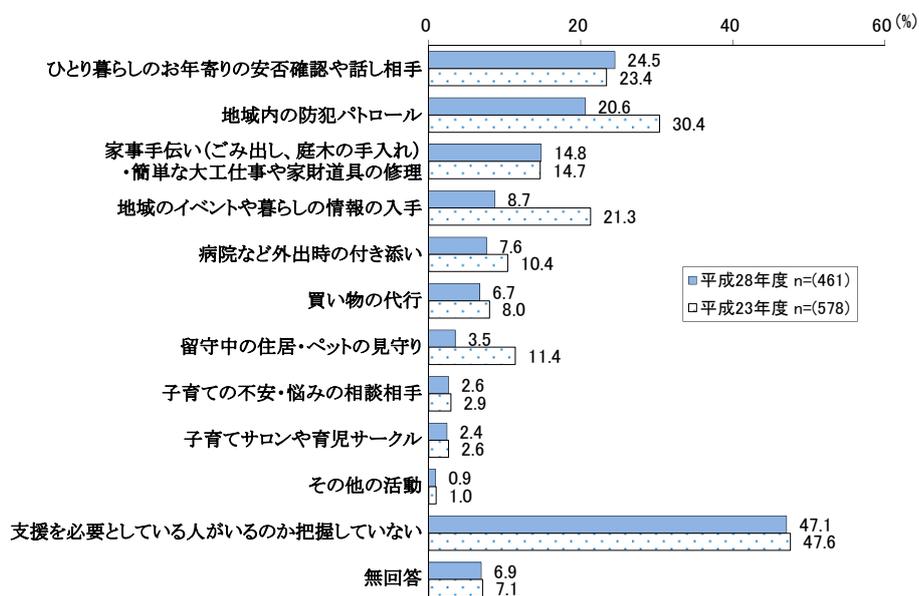
平成23年度の調査結果と比較すると、市民、高齢者とも、「地域内の防犯パトロール」は低下したものの、「ひとり暮らしのお年寄りの安否確認や話し相手」の比率に大きな変化はみられません。

近所で支援を必要としている人（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

近所で支援を必要としている人（高齢者）



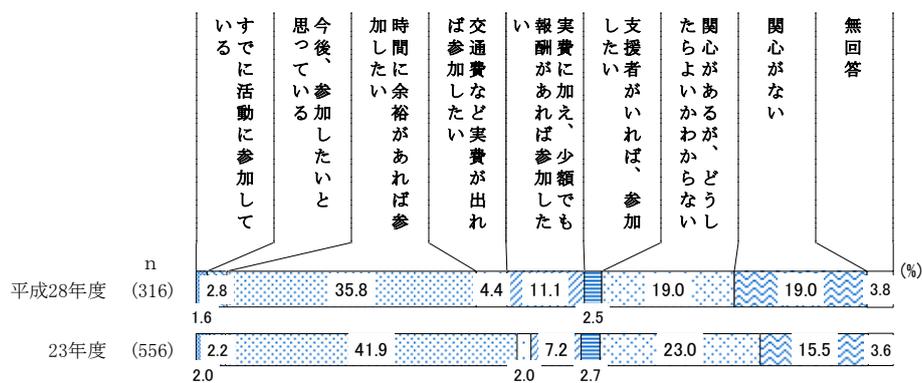
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

⑥ 地域福祉活動への参加

「すでに参加している」は、市民では 1.6%、高齢者では 3.3%に留まっています。一方、「時間に余裕があれば参加したい」が、市民では 35.8%、高齢者では 23.6%と、最も多くなっています。

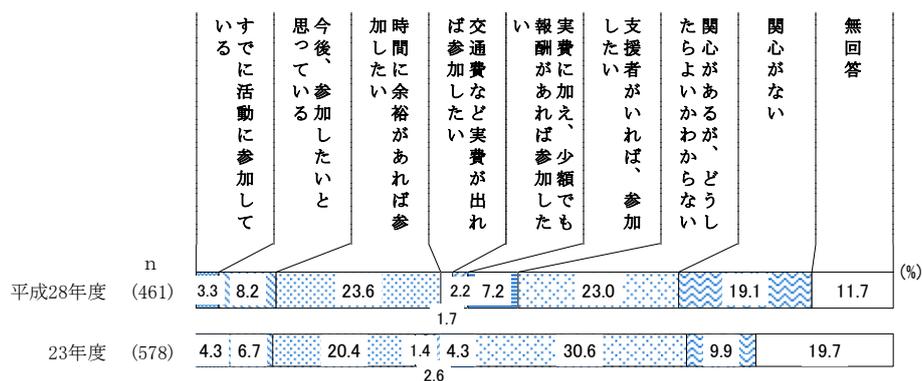
平成23年度の調査結果と比較すると、市民、高齢者とも「関心はあるが、どうしたらよいかわからない」は減少したものの、「関心がない」は増加しています。

地域福祉活動への参加（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域福祉活動への参加（高齢者）



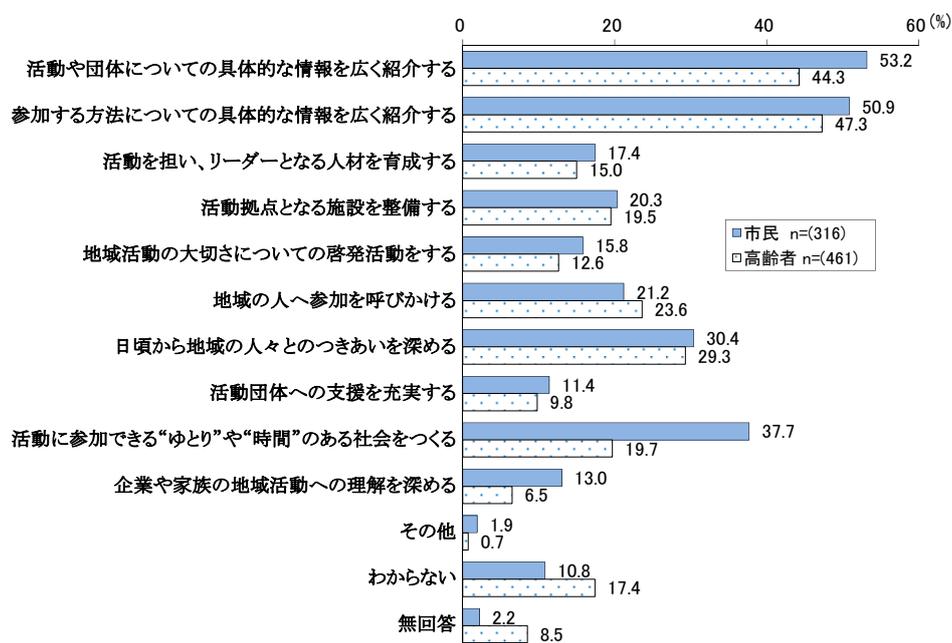
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

(5) 地域福祉活動

① 地域活動により多くの人に参加できるようにするために必要なこと

「活動や団体についての具体的な情報を広く紹介する」が、市民では 53.2%、高齢者では 44.3%、「参加する方法についての具体的な情報を広く紹介する」が、市民では 50.9%、高齢者では 47.3%と、この2項目が、市民、高齢者とも多くなっています。

地域活動により多くの人に参加できるようにするために必要なこと



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

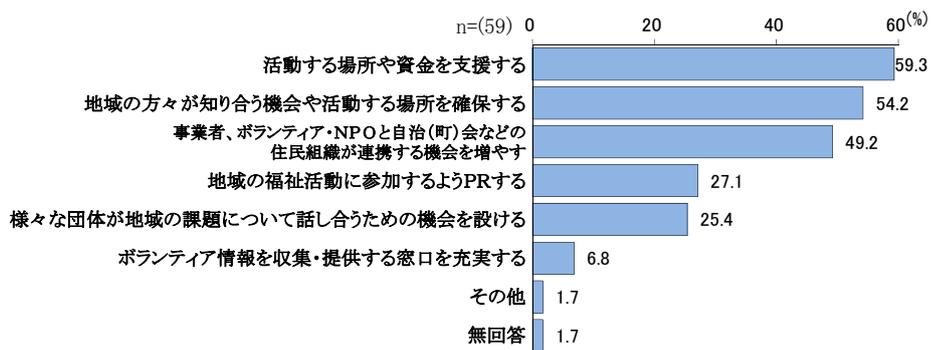
② 行政が地域で支え合う仕組みづくりをするため、特に必要だと思うこと

ボランティア団体・NPO法人では「活動する場所や資金を支援する」が 59.3%で最も多く、次いで「地域の方々が知り合う機会や活動する場所を確保する」が54.2%となっています。

民生委員・児童委員では「地域の方々が知り合う機会や活動の場所を確保する」が 59.8%で最も多くなっています。

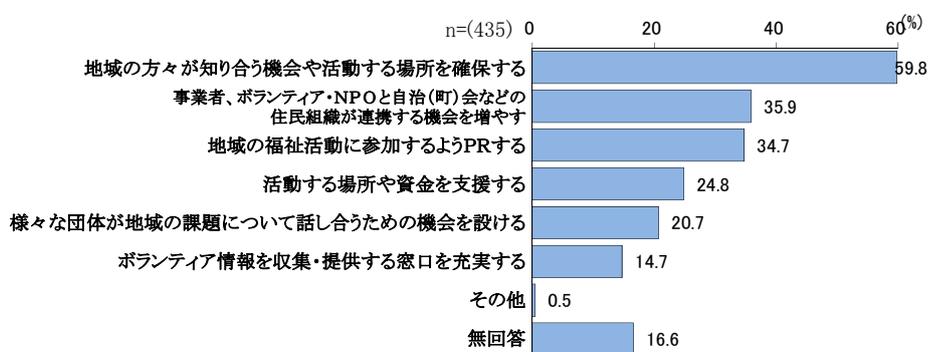
福祉委員では「ボランティア情報を収集・提供する窓口を充実する」が 39.1%で最も多く、次いで「地域の方々が知り合う機会を増やすための集いの場を確保する」が 32.4%となっています。

行政が地域で支え合う仕組みづくりをするため、特に必要だと思うこと
(ボランティア団体・NPO法人)



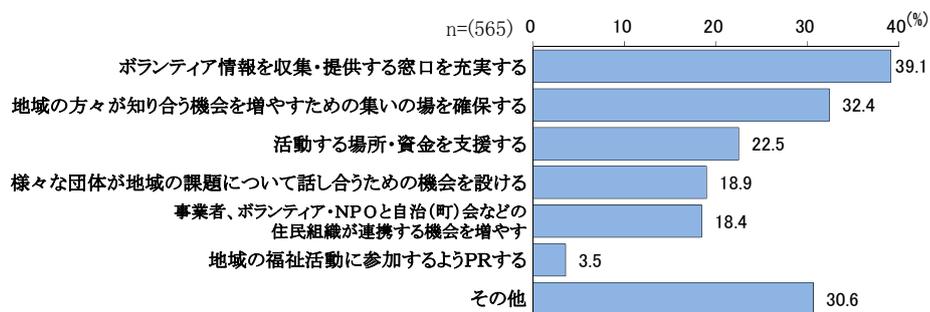
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

行政が地域で支え合う仕組みづくりをするため、特に必要だと思うこと
(民生委員・児童委員)



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

行政が地域で支え合う仕組みづくりをするため、特に必要だと思うこと
 (福祉委員)



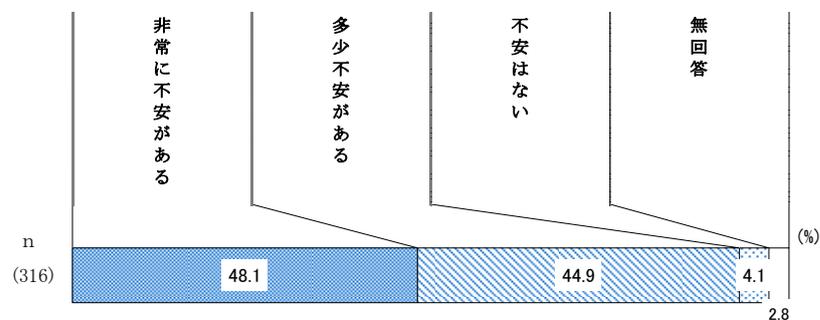
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

(6) 防災

① 地震や災害などが起きた場合の不安感とその内容

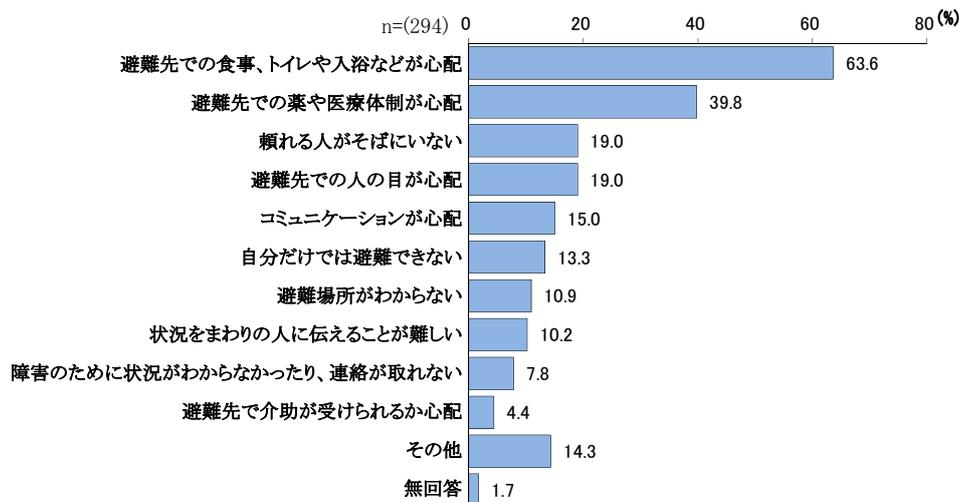
「非常に不安がある」は、市民では 48.1%、高齢者では 39.7%となっています。また、不安の内容としては、「避難先での食事、トイレや入浴などが心配」が、市民では 63.6%、高齢者では 62.2%、「避難先での薬や医療体制が心配」が、市民では 39.8%、高齢者では 40.3%と、この2項目が、市民、高齢者とも上位を占めています。

地震や災害などが起きた場合の不安感（市民）



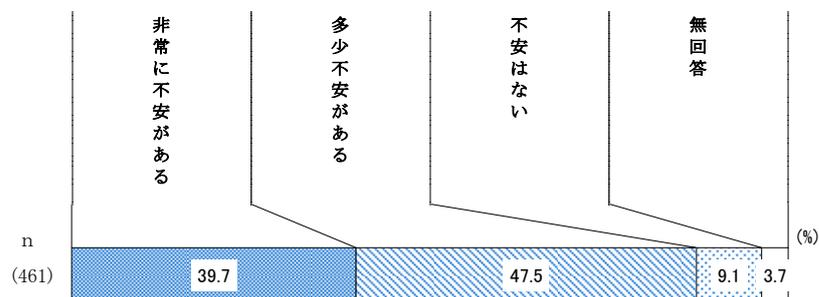
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地震や災害などが起きた場合の不安の内容（市民）



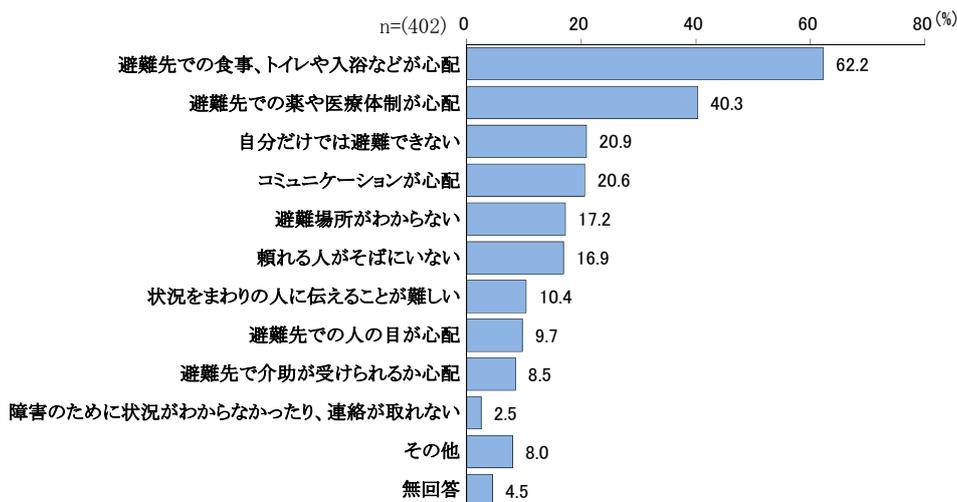
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地震や災害などが起きた場合の不安感（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地震や災害などが起きた場合の不安の内容（高齢者）

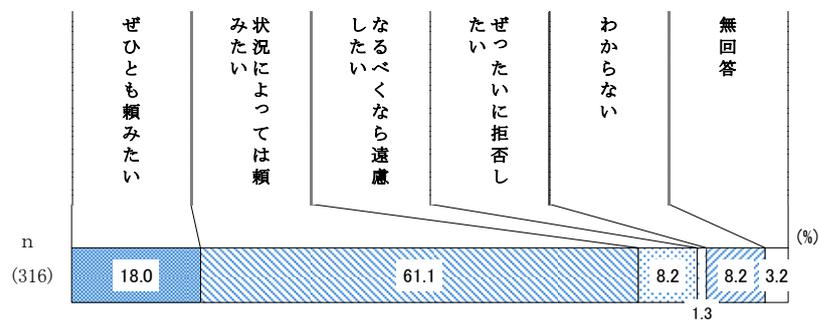


資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

② 災害時や日常生活に支障がある際の声かけや簡単な援助の依頼意向と避難行動要支援者*名簿作成への意識

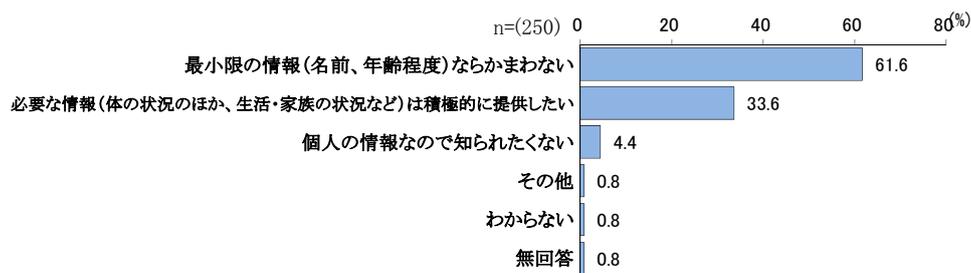
「ぜひとも頼みたい」が、市民では18.0%、高齢者では19.1%、「状況によっては頼みたい」が、市民では61.1%、高齢者では59.9%となっています。また、「頼みたい」という人では、名簿に掲載する情報は「最小限の情報（名前、年齢程度）ならかまわない」が、市民では61.6%、高齢者では66.5%となっています。

災害時や日常生活に支障がある際の声かけや簡単な援助の依頼意向（市民）



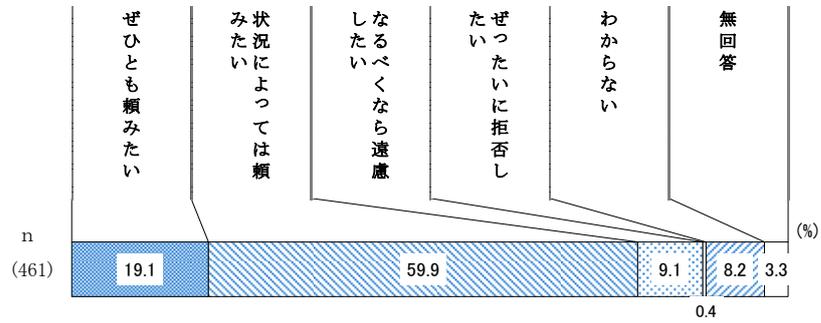
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

避難行動要支援者名簿作成に関する意識（市民）



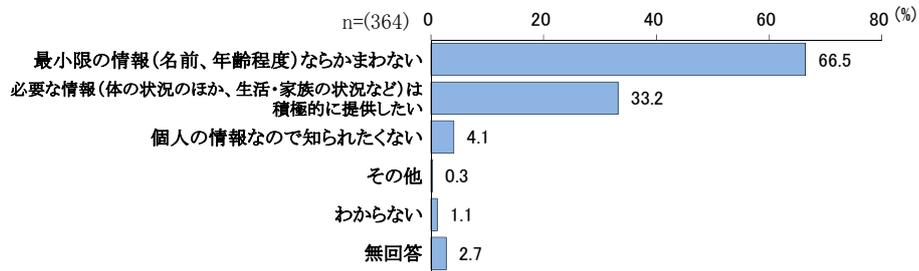
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

災害時や日常生活に支障がある際の声かけや簡単な援助の依頼意向（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

避難行動要支援者名簿作成に関する意識（高齢者）

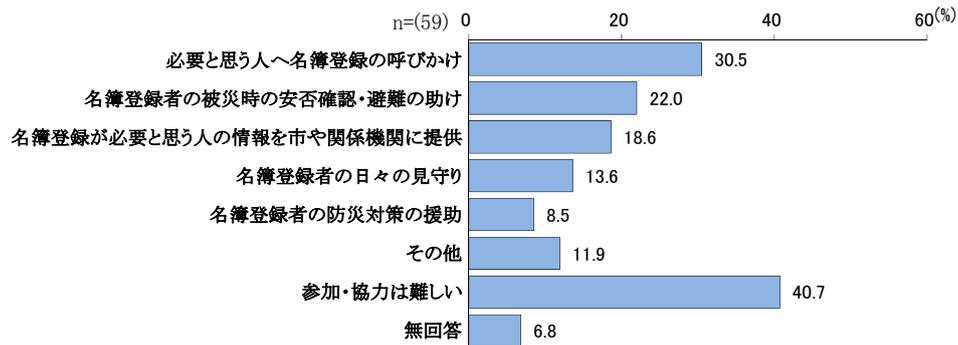


資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

③ 「避難行動要支援者」に関連した活動への参加協力

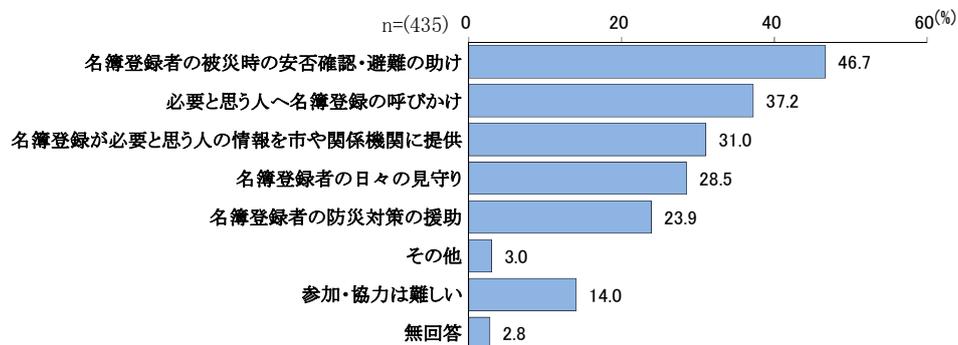
福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人、民生委員・児童委員、福祉委員とも、順位、比率は異なるものの、「名簿登録が必要と思う人へ名簿登録の呼びかけ」と「名簿登録者の被災時の安否確認・避難の助け」が上位を占めています。

「避難行動要支援者」に関連した活動への参加協力（ボランティア団体・NPO法人）



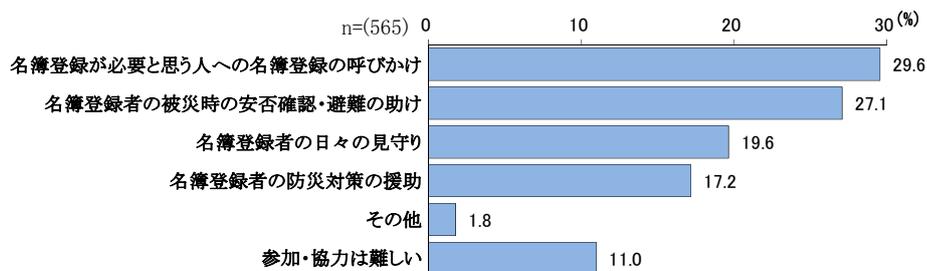
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

「避難行動要支援者」に関連した活動への参加協力（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

「避難行動要支援者」に関連した活動への参加協力（福祉委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

(7) 地域福祉の進捗状況

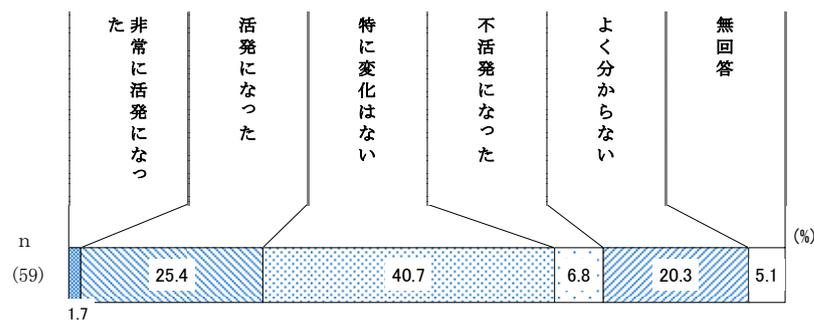
① 以前と比べた自身の活動区域における地域福祉の変化

福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人では「非常に活発になった」と「活発になった」を合わせた《活発になった》が27.1%となっています。一方、「特に変化はない」は40.7%を占めています。

民生委員・児童委員では《活発になった》が40.0%、「特に変化はない」が38.4%となっています。

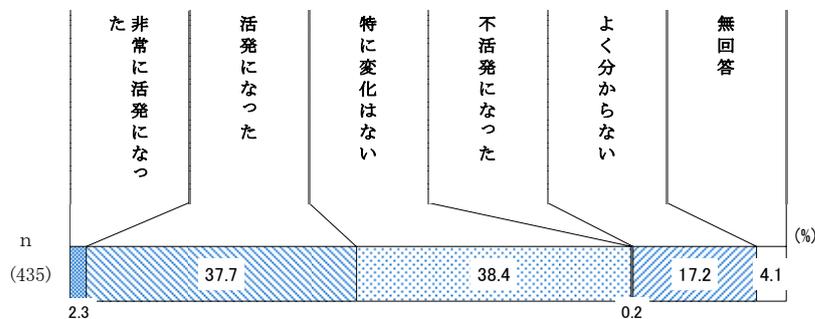
福祉委員では、《活発になった》が48.5%と、「特に変化はない」の30.4%を上回っています。

以前と比べた自身の活動区域における地域福祉の変化（ボランティア団体・NPO法人）



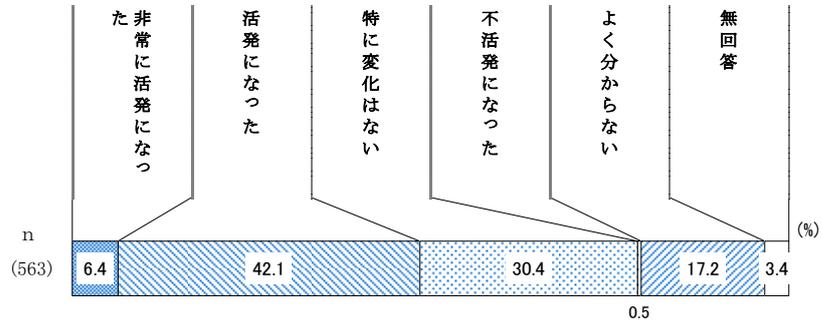
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

以前と比べた自身の活動区域における地域福祉の変化（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

以前と比べた自身の活動区域における地域福祉の変化（福祉委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

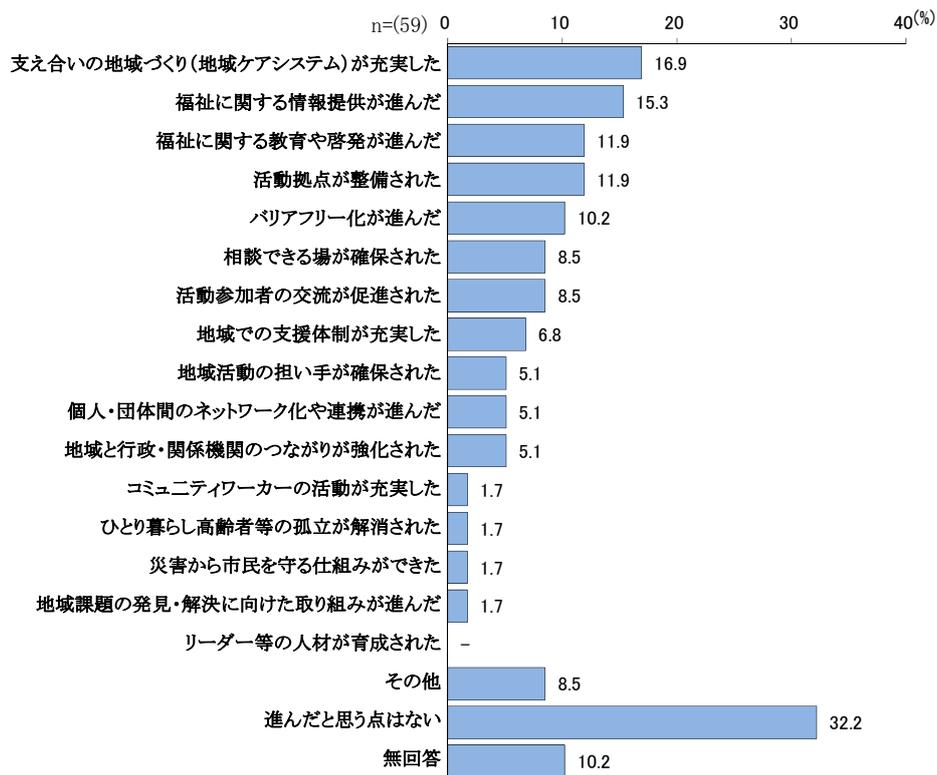
② 以前と比べて活動地域において推進された地域福祉

福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人では、「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）が充実した」が16.9%で最も多く、次いで「福祉に関する情報提供が進んだ」が15.3%、「福祉に関する教育や啓発が進んだ」が11.9%の順で続いています。

民生委員・児童委員では「相談できる場が確保された」が25.7%で最も多く、次いで「福祉に関する情報提供が進んだ」が23.2%、「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）が充実した」が18.9%の順で続いています。

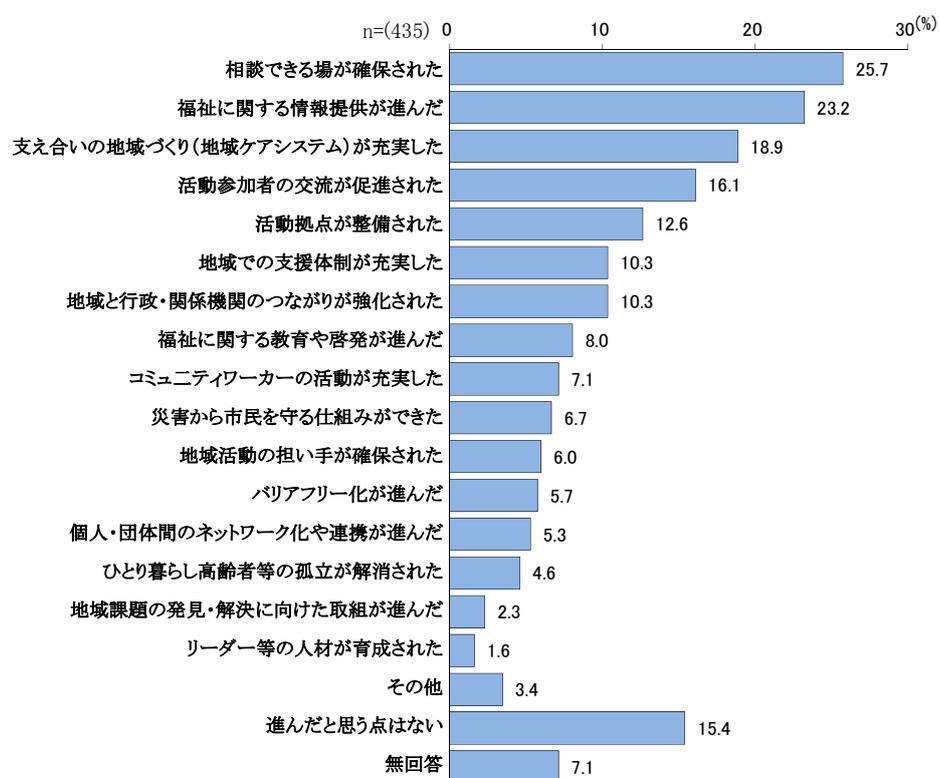
福祉委員では「相談できる場が確保された」が26.0%で最も多く、次いで「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）が充実した」が24.2%、「福祉に関する情報提供が進んだ」が23.9%の順で続いています。

以前と比べて活動地域において推進された地域福祉（ボランティア団体・NPO法人）



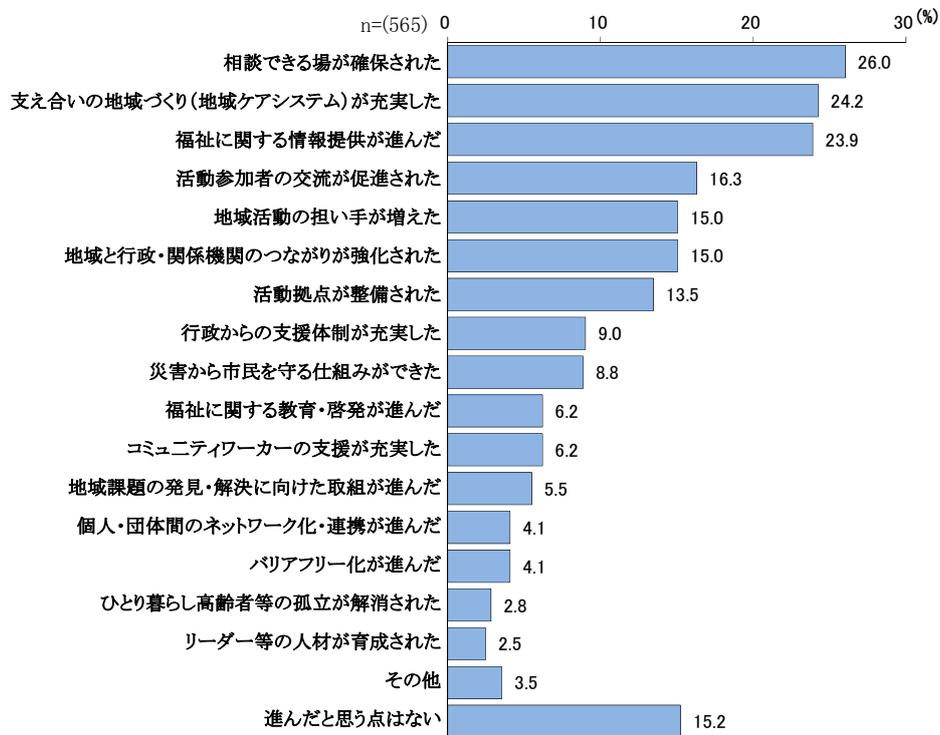
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

以前と比べて活動地域において推進された地域福祉（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

以前と比べて活動地域において推進された地域福祉（福祉委員）

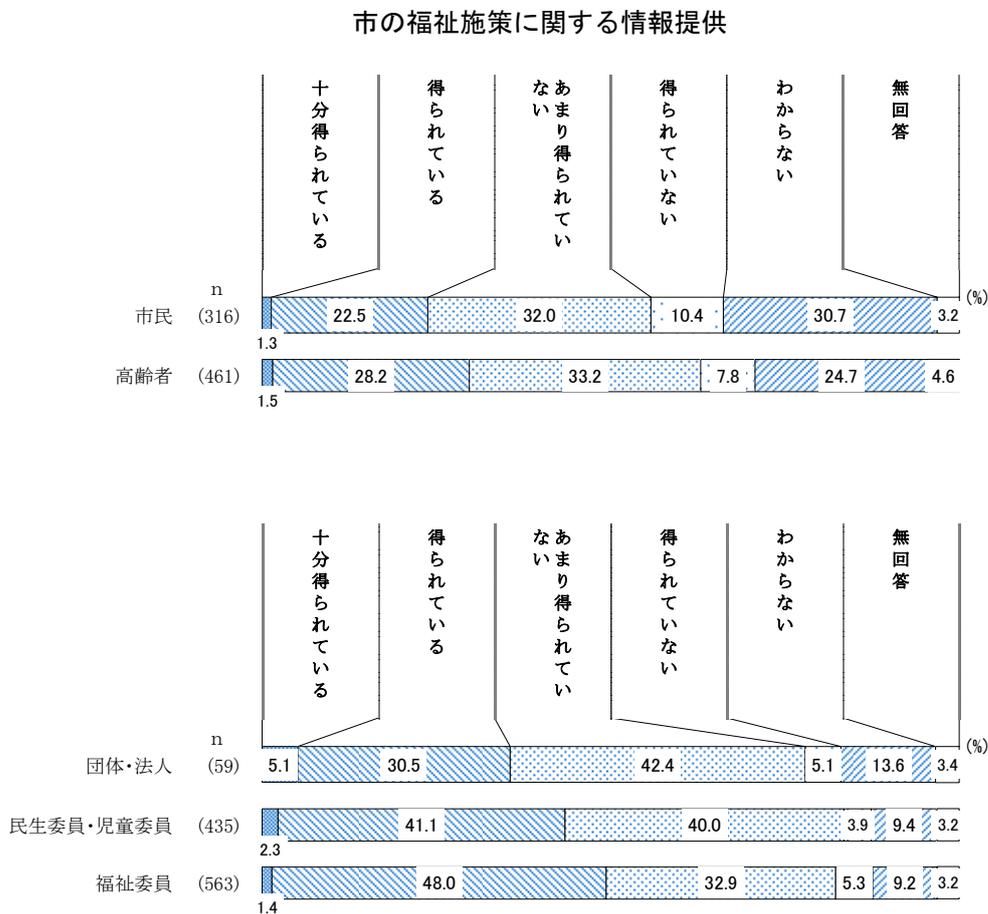


資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

(8) 施策への評価

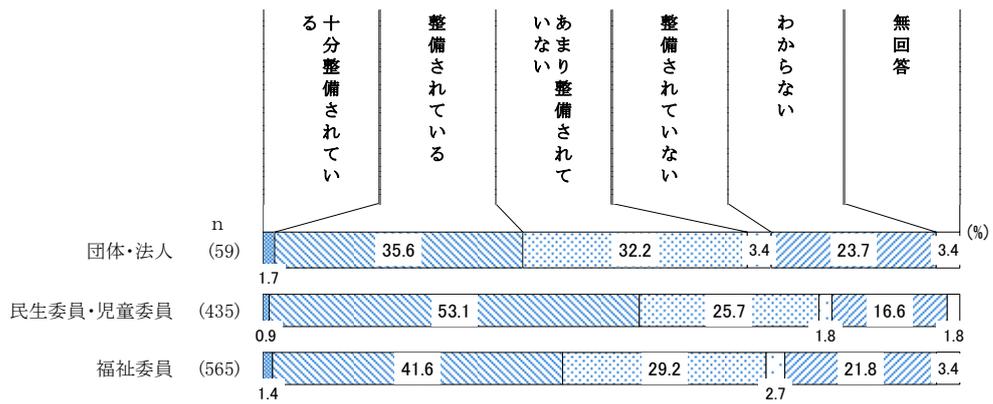
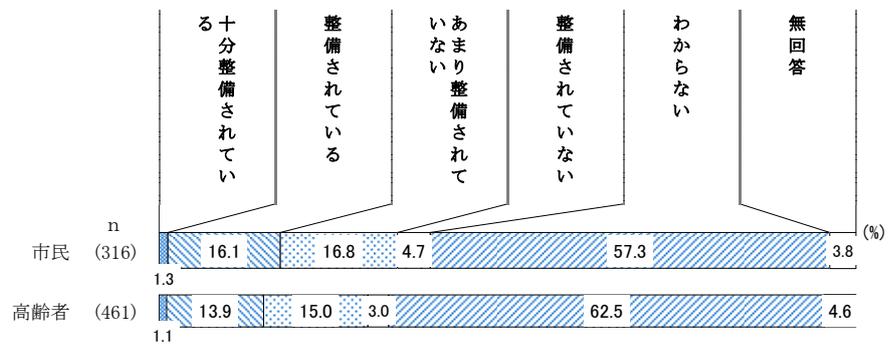
市民、高齢者、ボランティア団体・NPO法人、民生委員・児童委員、福祉委員とも、『市の福祉施策に関する情報提供』や『地域の相談体制の整備状況』については、比較的《肯定的評価》が多くなっています。

その一方、種別ごとに多少の順位の変動はありますが、《否定的評価》が多いものとして、『地域団体や市民活動団体などの情報』『地域での住民同士の交流や支え合い』『地域福祉の推進のための担い手の確保や人材の育成の環境』が上位を占める傾向が共通しています。



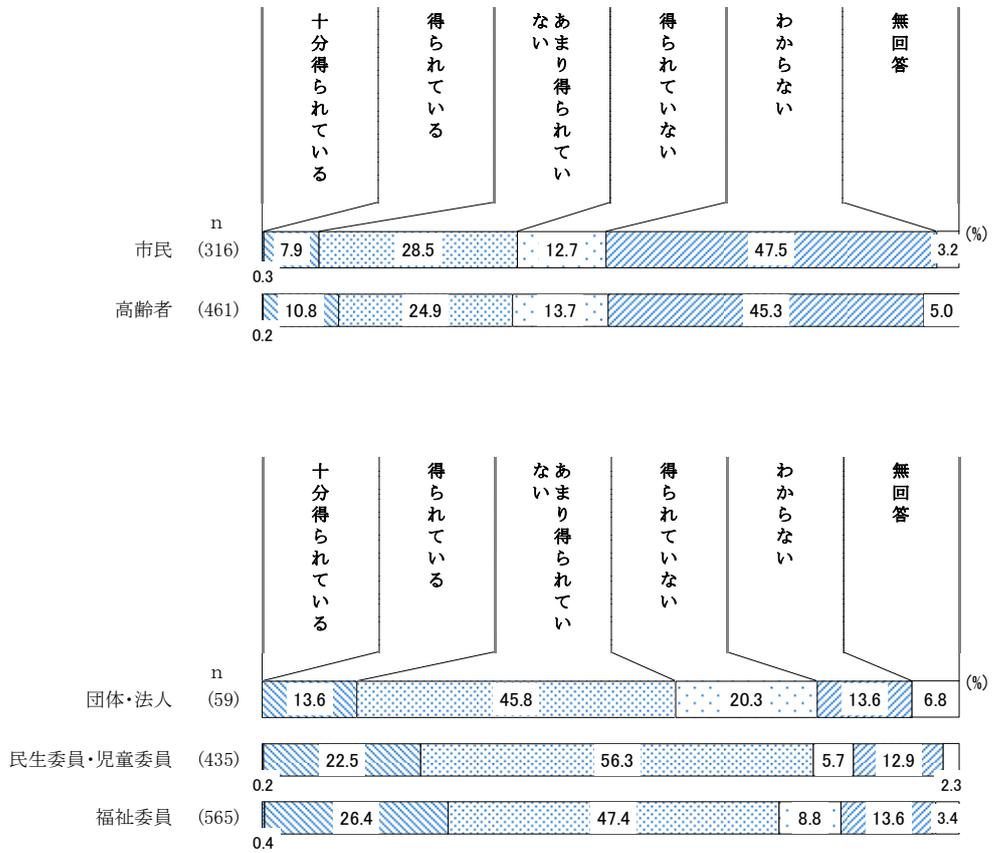
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域の相談体制の整備状況



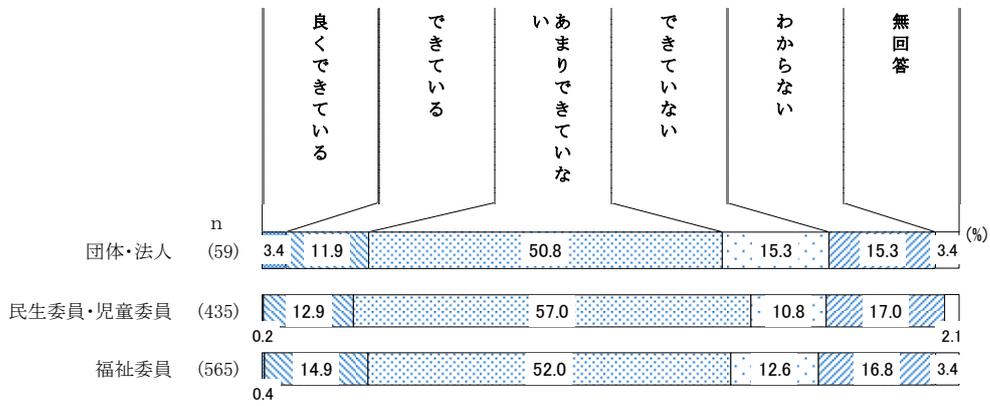
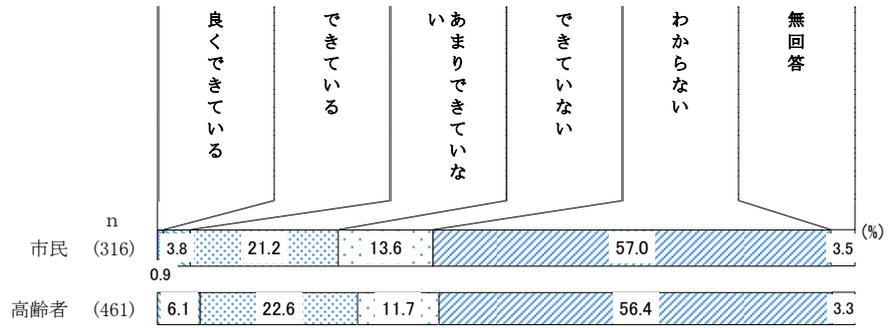
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域団体や市民活動団体などの情報



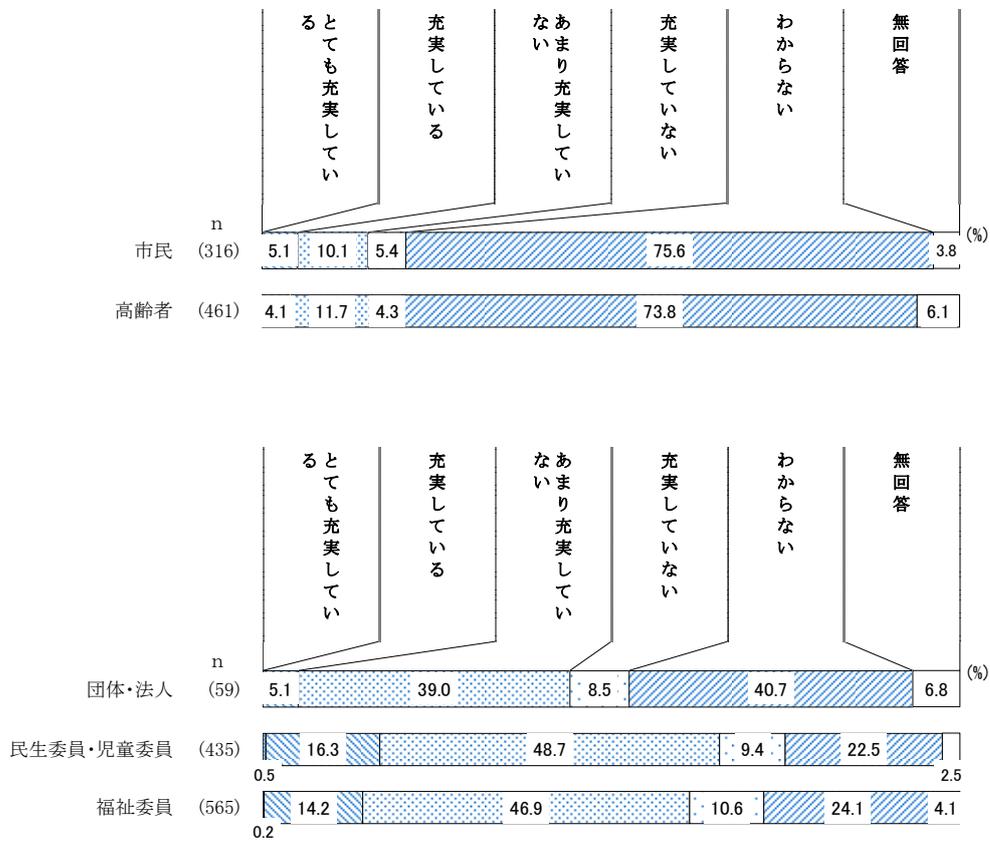
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域での住民同士の交流や支え合い



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域福祉の推進のための担い手の確保や人材の育成の環境

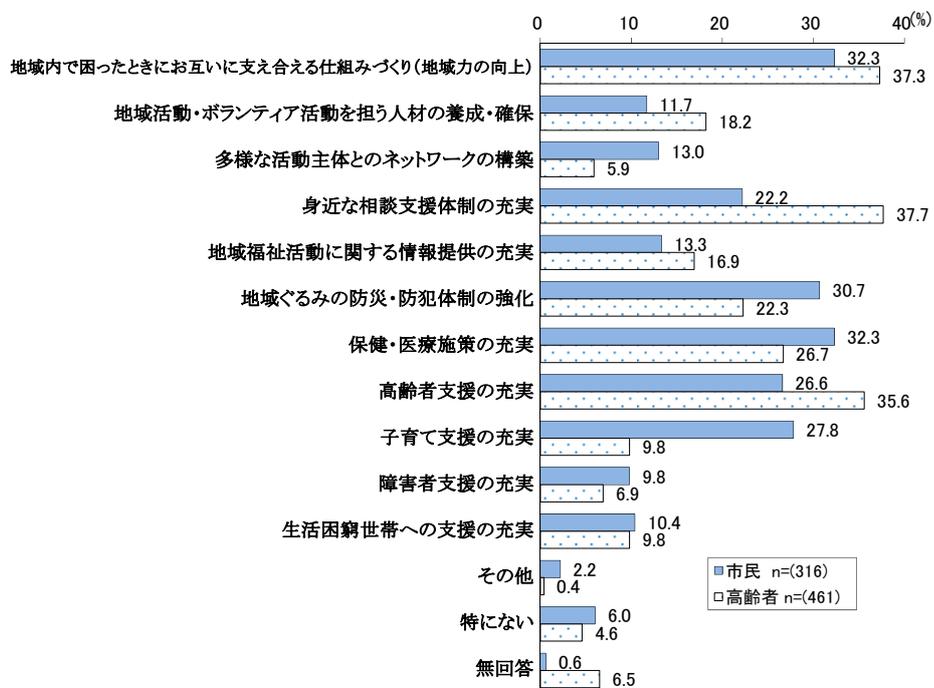


資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

(9) 今後の地域福祉の分野で特に力を入れてほしいこと

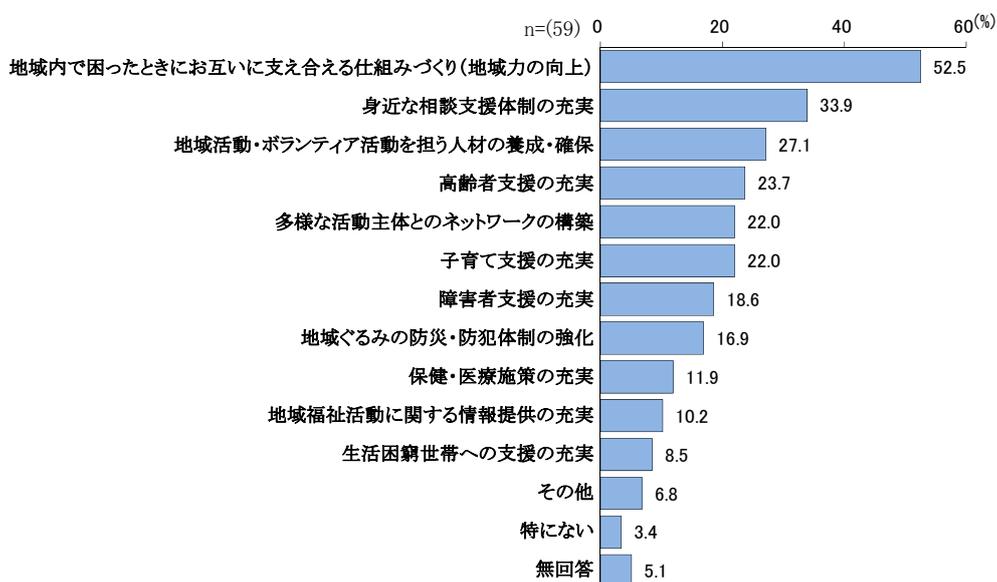
市民、高齢者、ボランティア団体・NPO法人、民生委員・児童委員、福祉委員とも、「地域内で困ったときにお互いに支え合える仕組みづくり（地域力の向上）」が最も多くなっています。また、種別によって、多少の順位の変動はあるものの、「地域活動・ボランティア活動を担う人材の養成・確保」「身近な相談体制の充実」「地域ぐるみの防災・防犯体制の強化」等が上位を占めています。とくに、高齢者では「高齢者支援の充実」が多くなっているは注目されます。

地域福祉分野の施策で特に力を入れてほしいこと



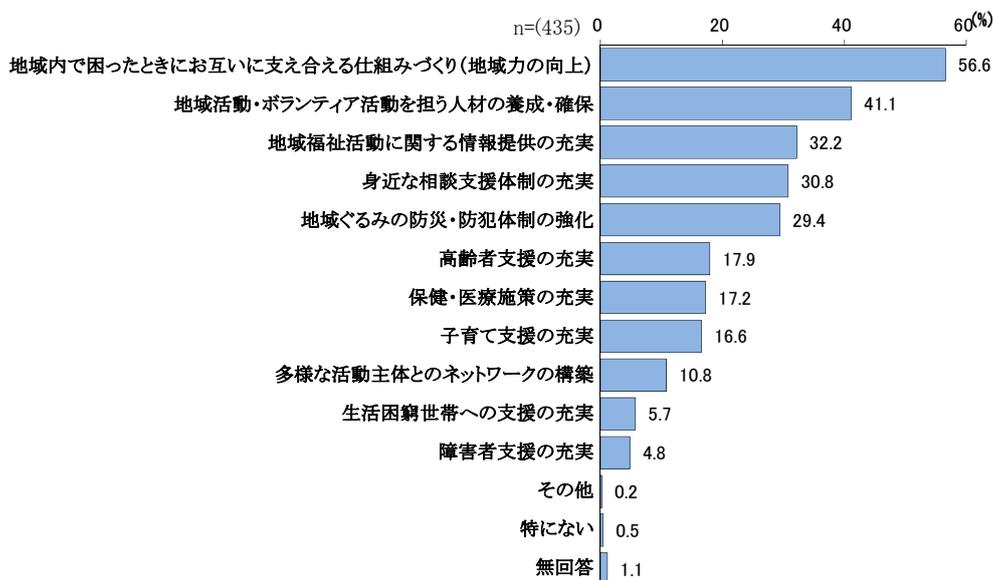
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域福祉分野の施策で特に力を入れてほしいこと（ボランティア団体・NPO法人）



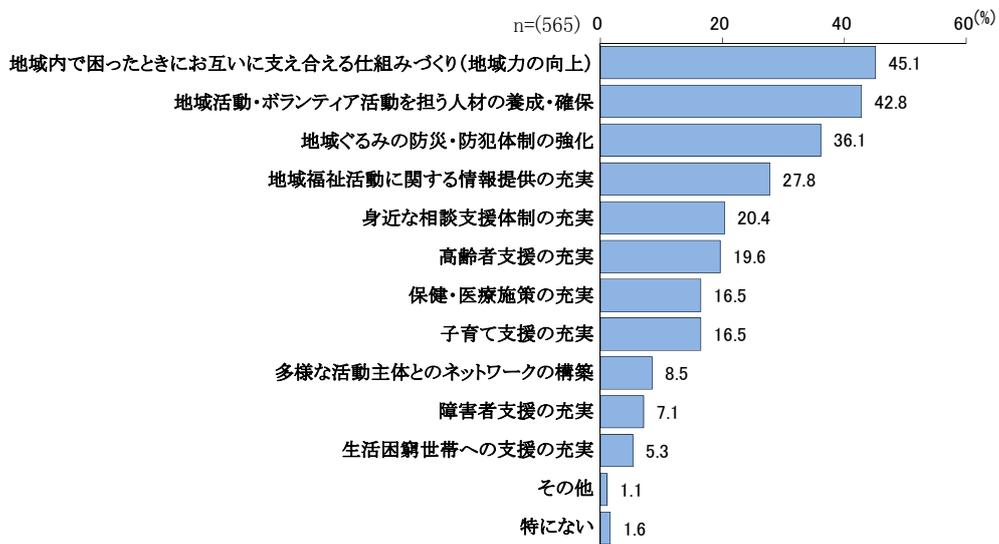
資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域福祉分野の施策で特に力を入れてほしいこと（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

地域福祉分野の施策で特に力を入れてほしいこと（福祉委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のための市民等意向調査報告書

7 地域懇談会の概要

計画の策定にあたり、広く市民の意見を聞かせていただくことを目的として、地域懇談会を開催しました。

また、内容等につきましては、市公式webサイトで公表しています。

(1) 実施結果

開催日	会場	参加者数
平成29年11月16日(木)	勤労福祉センター	12名
平成29年11月17日(金)	行徳公民館	11名
平成29年11月20日(月)	曾谷公民館	6名

(2) 当日配布資料

- ・第7期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要
- ・第7期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）素案
- ・第4期市川市地域福祉計画の概要
- ・第4期市川市地域福祉計画（平成30年度～平成35年度）素案

8 パブリックコメントの概要

計画の策定にあたり、計画の骨子案を広く市民にお知らせして、意見の募集を行った結果、貴重な意見があり、参考にさせていただきました。

また、内容等につきましては、市公式webサイトで公表しています。

内 容	第4期市川市地域福祉計画（平成30年度～平成35年度）（素案）について
意見募集期間	平成29年10月21日（土）～平成29年11月20日（月）
閲覧場所	市政情報センター、市政情報コーナー（中央図書館・行徳図書館・大野公民館図書室・男女共同参画センター）、福祉政策課、市公式Webサイト
対 象	市内に在住・在勤・在学する方、または、市内に事務所や事業所を有する個人・法人、その他、案件に利害関係を有する方、本市に関心をもつ方
実施結果	意見提出者 1名、意見 21件

市川市社会福祉協議会の地域福祉活動計画「わかちあいプラン」の概要

◎わかちあいプランは、地域福祉を推進するための基本理念を定めています。

○基本理念は、

〈安心して生み育て、安心して老いを迎えることができる「福祉のふるさと」としての福祉コミュニティを創ります〉

としています。

○計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間としています。

（市川市地域福祉計画と同期間）

◎わかちあいプランは、支え合いの仕組みである「互助」を確立することを目指しています。

「孤立死」「ひきこもり」「虐待」が起きないように住民が支え合える仕組みをつくるとともに、住民による活動を支え合う会員加入促進を図ることとしています。

◎わかちあいプランは、下記の施策に取り組むことを定めています。

○地域福祉活動への支援～互助のまちの仕組みをつくる～

- ・「てるぼサロン」および地区社協事業の拡充
- ・地域連携の強化
- ・お互いさま事業の実施

○福祉専門職を充実する

- ・地域支援専門職の適正配置と充実を目指した行政との協議
- ・個別支援専門職の適正配置と充実を目指した行政との協議
- ・子育て支援専門職の適正配置と充実を目指した行政との協議

○個別支援の充実

- ・「後見センター」設置を目指した権利擁護体制の充実
- ・福祉サービス利用援助事業の実施
- ・経済的困窮者への相談支援と関連事業
- ・子育て支援事業と新たな取組

○福祉きょういくを拡充する

- ・子どもへの福祉きょういく事業
- ・ボランティア講座等地域人材の養成と確保

○災害支援体制を構築する

○社会福祉法人等による公益的事業協議や連携と事業実施支援

○寄付文化の醸成

◎わかちあいプランは、市川市社会福祉協議会の経営方針を示しています。
社協会費の状況と今後の方針を示すとともに、目的に合わせた基金の有効活用について定めています。

◎わかちあいプランは、住民による計画の進捗状況評価と見直しについて定めています。

○「わかちあいプランの施策」および「市川市社会福祉協議会の経営方針」について、その進捗状況を毎年度ごとの地区代表者会議で報告し、各項目における満足度や課題などの意見を伺い、必要に応じて計画目標の見直しを行うこととしています。

○14の地区社協ごとで設置している活動計画（地区別計画）は、地域の方々自らが目標を定めています。各地区で開催されている「地域ケアシステム推進連絡会」もしくは「福祉委員会」において、自らが定めた目標がどのように実行されているかを振り返り、その成果や課題をもとに、次年度以降の活動目標を皆で確認していくことが、次へのステップにつながります。

◎わかちあいプランは、地区社会福祉協議会ごとの計画を定めています。
わかちあいプランでは、市内14の地区社会福祉協議会ごとに、地域の方々

- ・ てるぼサロンおよび地区社協事業の拡充～“ふれあい”や“つながり”を育むために～
- ・ 地域連携の強化～地域における福祉課題の把握と対応～
- ・ 「お互いさま事業」の実施～身近な地域の支え合い～
- ・ その他

の4つのテーマについて、今後6年間の事業計画を策定しています。

10 用語解説

ア行

❖ e-モニターアンケート

本市が運営する登録制のアンケート制度。パソコンや携帯電話のメールでアンケートを発信し、市民の声を市政に反映させるもの。

❖ 移送サービス

福祉有償運送、運転ボランティア、通院介助サービス、福祉車両貸出など、自力での移動が困難な高齢者や障害者（児）などに対して行う輸送・運搬サービスのこと。

❖ 市川みんなで体操

高齢者の筋力アップを目的とした体操。高齢者の筋力アップで高い効果がある、高知市で考案された「いきいき百歳体操」を参考に、市川市オリジナルの内容を考え、導入した。

❖ NPO（Nonprofit Organization）

民間非営利団体などと訳され、非営利（利潤追求や利益配分を行わない）で、自主的に公共的な活動を行う民間（政府機関の一部でもない）の組織、団体。

❖ お互いさま事業

わかちあいプラン（9ページ参照）において地域での展開が目指されている、地区社会福祉協議会を中心とした、ゴミ出しなど、隣近所が無料または廉価で支え合う仕組み。

カ行

❖ 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度において、市町村が各地域の状況に応じて取り組むことができる地域支援事業の1つであり、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とする事業。市川市では平成28年3月より開始している。

❖ 基幹福祉圏

第1期から第3期の市川市地域福祉計画において、地区別計画策定の単位として設定していた地域の範囲。市内を北部・中部・南部の3地区に分けていた。

❖ 緊急通報装置（あんしん電話）

ひとり暮らし等の高齢者の方が、病気、ケガをした場合などの時に、非常ボタンを押すだけで「あんしん電話受信センター」に通報できる装置のこと。

❖ 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。

❖ 高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）

本市における地域包括支援センターの名称。地域包括支援センターとは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

❖ コミュニティワーカー

55ページ参照。

サ行

❖ 在宅医療

在宅で行う医療のこと。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

❖ サロン

自分の家から通える範囲で誰でも気軽に参加できる集まりのことで、地域住民の息抜きやふれあいの場、情報交換や健康づくり、学びの場となっている。市川市社会福祉協議会では、「てるぼサロン」としてサロン活動を展開している。

❖ 市民後見人

親族がいない認知症の高齢者や知的障害などで判断能力が不十分な人の成年後見人になる一般市民のこと。

❖ 社会福祉協議会

8ページ参照。

❖ 小域福祉圏

地域福祉を推進するために必要な各種取組や仕組みづくりを効果的に展開していくための地域の範囲で、市内を14地区に区分した圏域のこと。エリアは85ページ参照。

❖ 小学校区防災拠点協議会

震災時に備えて、平常時から地元自治（町）会や関係団体・事業所などにより構成され、地域の防災計画の作成や防災訓練などを実施するとともに、発災時は市職員と協力して小学校区防災拠点を運営する。

❖ 成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度。

❖ 生活困窮者自立支援

70ページ参照。

夕行

❖ 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。

❖ 地域ケア拠点

地域ケアシステムの拠点のこと。小域福祉圏（エリアは85ページ参照）のうち、南行徳地区のみ2ヶ所、その他の地区は1ヶ所ずつ、合計で15ヶ所設置されている。

❖ 地域ケアシステム

55ページ参照。

❖ 地域ケアシステム推進連絡会

本市における地域ケアシステムの確立に向け、地区社会福祉協議会ごとに設置されている。地域の問題を地域で共有し解決に向けた検討を行う場であり、地域の担い手と市や市社会福祉協議会、多様な団体を巻き込みながら活動を展開している。

❖ 地域資源

地域に存在する人材や各種団体、活動の場等のこと。

❖ 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とする、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。国は、2025年（平成37年）を目途として構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。

❖ 地区社会福祉協議会

地域住民で組織する任意団体であり、市内全域で14団体が活動している。活動区域は市川市自治会連合協議会の地区連合会と一致し、単一自治会とも密接に連携して活動している。

❖ 地区推進会議

地域ケアシステム推進連絡会での検討を踏まえ、小域福祉圏（14地区）ごとの地域課題に関する進行管理・検証を行うとともに、各地区で共通する地域課題について、地域・コミュニティワーカー・社会福祉協議会・行政の役割分担のもと解決に向けた検討を行う場。第3期計画においては北部・中部・南部の3圏域ごとに設置されていたが、第4期においては、小域福祉圏（14地区）に直接焦点を当てるものに変更する趣旨で市全域での1会議となる。

ナ行

❖ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、精神障害者、知的障害者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。

❖ 認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障害（物忘れなど）、精神症状・行動障害（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。

❖ 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

八行

❖ パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報等を求める手続き。行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

❖ バリアフリー

障害者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。

❖ 避難行動要支援者

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことをいう。

❖ 福祉委員

地区社会福祉協議会の構成メンバー。自治（町）会関係者、民生委員・児童委員、地域ケアシステムの相談員等であり、地区ごとでその構成は異なる。

❖ 福祉コミュニティ

市民の生活する身近な地域社会で生じる、援助の必要な福祉課題を、地域住民の支えあいや関係機関、事業者の連携支援などによって解決を図っていく仕組みをもつ地域社会（集団）を指す。

❖ 福祉避難所

主として要配慮者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所。市川市においては、福祉避難室（専門性の高い支援は必要ないが、体育館等での集団生活に何らかの配慮が必要な方を対象とし、市川市小学校区防災拠点内に設置されるスペース）での生活が困難な方を対象とし、開設する。

❖ 福祉有償運送

NPO や社会福祉法人等の非営利法人が、単独で公共交通機関の利用ができない方（要介護高齢者や障害者等）のために会員制で実施する移動サービス。

❖ プラットフォーム

80ページ参照。

マ行

❖ 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

ヤ行

❖ 要配慮者

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいう。

❖ ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わず、すべての人に利用しやすいように考えられたデザインのこと。

第4期市川市地域福祉計画

発行日 平成30年3月
企画・編集 市川市福祉部福祉政策課 地域支えあい課
発行者 市川市
〒272-8501
千葉県市川市南八幡2丁目20番2号
TEL 047-334-1111（代表）

いつも新しい流れがある 市川

